

川崎市地域日本語教育推進方針（案）

2024（令和6）年 月

川 崎 市

目次

I 方針の趣旨	2
1 策定の背景と趣旨	2
2 現状と課題	3
(1) 川崎市における外国人市民の状況	3
(2) 川崎市における日本語教育の現状と課題	5
3 方針策定までの経過	34
4 方針の基本的な考え方	35
(1) 方針の基本目標	35
(2) 方針の基本理念	35
(3) 施策の方向性	35
II 施策の方向性と取組内容	39
1 日本語教育の機会の拡充等	39
(1) 外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育	39
(2) 外国人留学生等に対する日本語教育	40
(3) 外国人労働者に対する日本語教育	40
(4) 難民等に対する日本語教育	41
(5) 地域における日本語教育	41
2 各主体との連携	42
3 地域社会との連携	43
4 日本語教育に関わる者の能力及び資質の向上等	43
5 日本語教育に関する情報の提供等	44
6 推進体制の整備	44
資料	46
1 施策の推進に関わる審議会等	47
(1) 川崎市多文化共生社会推進協議会	47
(2) 川崎市多文化共生社会推進協議会 地域日本語教育の基本的な方針に関する検討部会	49
(3) 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議	52
2 実態調査	54
3 川崎市外国人市民意識実態調査結果（抜粋）	55
4 地域日本語教育の推進に関わる国の法律等	57
(1) 日本語教育の推進に関する法律	57
(2) 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針	62

I 方針の趣旨

1 策定の背景と趣旨

本市の外国人住民人口は、2023（令和5）年3月末日現在で47,792人となり、過去最多を記録しています。また、全市民に占める外国人住民の割合は約3.1%で、国籍・地域の数も145となっています。

本市では、1970年代から外国籍の住民が国籍や文化、言語の違いなどによって社会的な不利益を受けないよう、諸制度の改善を図るとともに、併せて教育・啓発等の取組を進めてきました。1996（平成8）年10月には外国人市民の声を市政に反映するための仕組みとして「川崎市外国人市民代表者会議」を条例で設置し、さらに、2005（平成17）年3月には「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定（2008（平成20）年3月、2015（平成27）年10月改定）するなど、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合う「多文化共生社会」の実現に向けて様々な取組を進めてきました。

外国人市民への日本語教育に関しては、1980年代以来、市民ボランティアの参画を得ながら川崎市ふれあい館、教育文化会館・市民館において識字・日本語学級を開設・運営してきたほか、川崎市国際交流センターでの日本語講座や市民グループによる活動など多様な主体による取組が行われています。また、学校教育においても、1988（昭和63）年度より日本語で学校生活を送ることへの不安がある児童生徒に日本語指導等協力者の派遣等の取組を行ってきましたが、2020（令和2）年度からは日本語指導等協力者の派遣に代えて日本語指導初期支援員を配置し、また、国際教室の教員や日本語指導巡回非常勤講師による指導を行うなど、指導体制の強化・拡充にも取り組んでいるところです。

そのような中、近年、国における出入国管理をめぐる情勢がめまぐるしく変化するとともに、共生社会の実現に向けた取組にも様々な進展が見られるようになってきています。2018（平成30）年12月に「出入国管理及び難民認定法」が改正されると、同年12月に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が決定され、その後も改訂を重ねながら施策の充実が図られています。さらに、2022（令和4）年6月には外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けた中長期的な課題・具体的施策を示した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が策定されました。

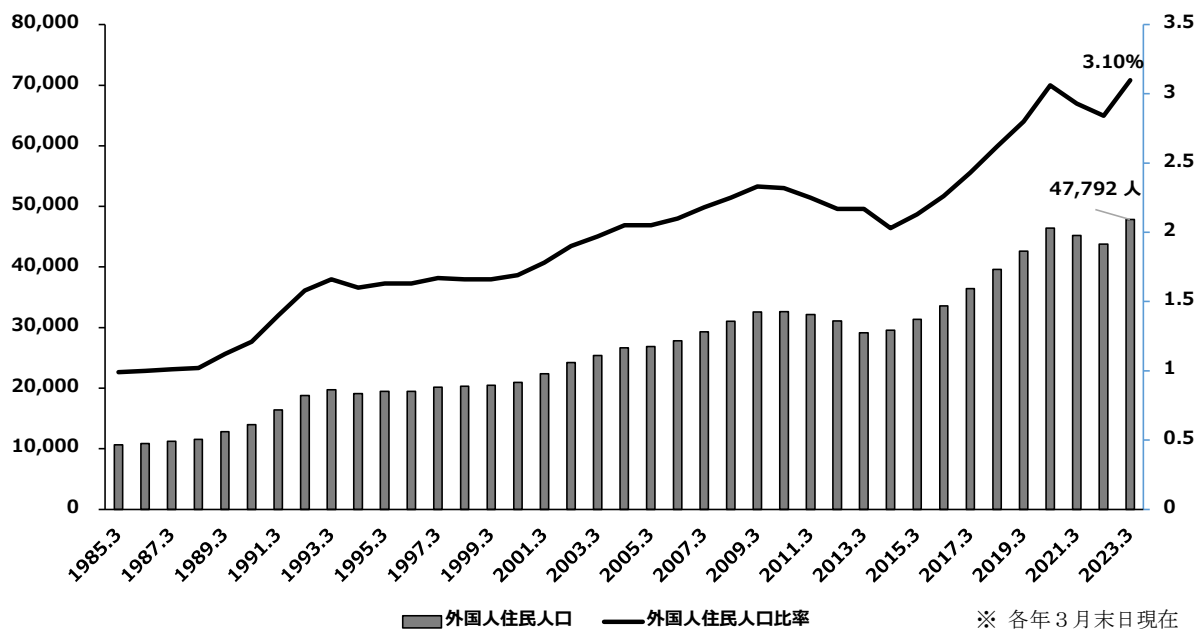
外国人等への日本語教育に関しても、2019（令和元）年6月に公布、施行された「日本語教育の推進に関する法律」において、地方公共団体には地域の状況に応じた施策の策定、実施に努めることが責務として定められました。また、2020（令和2）年6月には同法に基づいて「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定され、2022（令和4）年11月には「地域における日本語教育の在り方について（報告）」が取りまとめられるなど、外国人等への日本語教育の環境整備に向けた取組も本格化しつつあります。

こうした動向を踏まえつつ、「多文化共生社会」の実現に向けて本市でも外国人市民の現状や日本語教育に関する実態及び課題を改めて整理し、本市の実状に応じた取組を総合的かつ効果的に推進するために、その基本的な考え方や方向性を示すものとして本方針を策定することといたしました。

2 現状と課題

(1) 川崎市における外国人市民の状況

① 外国人住民人口及び外国人住民人口比率の推移



48,882人 3.16%
2023(令和5)年6月末日現在

【注】
◆ 方針策定時には2023(令和5)年12月末日の統計を掲載

② 国籍・地域別外国人住民人口

2023(令和5)年6月末日現在

1	中国	16,117人(33.3%)	9	インドネシア	1,006人(2.1%)
2	韓国	7,252人(14.8%)	10	ブラジル	865人(1.8%)
3	ベトナム	5,240人(10.7%)	11	タイ	737人(1.5%)
4	フィリピン	5,133人(10.5%)	12	ミャンマー	616人(1.3%)
5	ネパール	2,043人(4.2%)	13	ペルー	485人(1.0%)
6	インド	1,590人(3.3%)	14	朝鮮	422人(0.9%)
7	台湾	1,256人(2.6%)	15	バングラデシュ	400人(0.8%)
8	米国	1,224人(2.5%)		その他	4,156人(9.2%)
				合計	48,882人(100.0%)

※ パーセンテージについては小数点第2位以下を四捨五入して算出しているため合計が100.0%にならないことがある

【注】
◆ 方針策定時には2023(令和5)年12月末日の統計を掲載

③ 区別・主な国籍・地域別外国人住民人口

2023（令和5）年6月末日現在

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
1	6,282人 (中国)	2,340人 (中国)	2,132人 (中国)	1,559人 (中国)	1,145人 (中国)	1,509人 (中国)	1,150人 (中国)
2	2,905人 (韓国)	802人 (韓国)	1,046人 (韓国)	788人 (韓国)	633人 (韓国)	646人 (韓国)	432人 (韓国)
3	2,296人 (ベトナム)	612人 (フィリピン)	548人 (フィリピン)	699人 (フィリピン)	565人 (フィリピン)	607人 (ベトナム)	236人 (ベトナム)
4	1,971人 (フィリピン)	578人 (ベトナム)	412人 (ベトナム)	622人 (ベトナム)	489人 (ベトナム)	546人 (フィリピン)	230人 (インド)
5	635人 (ネパール)	476人 (ネパール)	318人 (ネパール)	249人 (米国)	182人 (インドネシア)	263人 (ネパール)	192人 (フィリピン)
6	634人 (インド)	199人 (インド)	304人 (米国)	244人 (ネパール)	181人 (米国)	176人 (米国)	137人 (米国)
7	517人 (ブラジル)	151人 (台湾)	292人 (台湾)	177人 (インド)	134人 (台湾)	128人 (台湾)	111人 (バングラデシュ)
8	306人 (ペルー)	81人 (米国)	166人 (インドネシア)	174人 (台湾)	104人 (インド)	115人 (インドネシア)	104人 (台湾)
9	273人 (台湾・タイ)	80人 (ミャンマー)	158人 (インド)	148人 (インドネシア)	100人 (タイ)	113人 (ミャンマー)	92人 (インドネシア)
10		72人 (ペルー)	105人 (タイ)	83人 (タイ)	82人 (ミャンマー)	88人 (インド)	60人 (ブラジル)
その他	1,391人	640人	1,054人	1,061人	879人	964人	636人
合計	17,483人	6,031人	6,535人	5,804人	4,494人	5,155人	3,380人

【注】

◆ 方針策定時には2023（令和5）年12月末日の統計を掲載

④ 在留資格別人口

2023（令和5）年6月末日現在

1	永住者	15,373人(31.4%)	9	特定技能	1,430人(2.9%)
2	技術・人文知識・国際業務	8,488人(17.4%)	10	永住者の配偶者等	871人(1.8%)
3	家族滞在	4,528人(9.3%)	11	特定活動	829人(1.7%)
4	特別永住者	4,376人(9.0%)	12	高度専門職	788人(1.6%)
5	留学	3,548人(7.3%)	13	技能	680人(1.4%)
6	日本人の配偶者等	2,358人(4.8%)	14	経営・管理	355人(0.7%)
7	定住者	2,255人(4.6%)	15	企業内転勤	273人(0.6%)
8	技能実習	2,187人(4.5%)		その他	543人(1.1%)
				合計	48,882人(100.0%)

【注】

◆ 方針策定時には2023（令和5）年12月末日の統計を掲載

(2) 川崎市における日本語教育の現状と課題

① 川崎市における日本語教育の現状 ～川崎市で日本語を勉強できるところ～

本市では、外国人市民への日本語教育に関して、1980年代以来、市民ボランティアの参画を得ながら川崎市ふれあい館、教育文化会館・市民館において識字・日本語学級を開設・運営してきたほか、川崎市国際交流センターでの日本語講座や市民グループによる活動など多様な主体による取組が行われています。

区	クラス名	曜日・時間	場所
川崎	識字学級「にほんごひろば」	水曜日 19:00～20:30	教育文化会館
	ふれあい館識字学級	火曜日 10:00～11:30 金曜日 10:00～11:30	川崎市ふれあい館
幸	幸日本語学級	水曜日 10:00～11:30 木曜日 19:00～20:30	幸市民館
	にほんごワールド	火曜日 10:00～12:00 (月2回程度)	幸区役所 幸区市民活動コーナー
中原	中原日本語学級	火曜日 10:00～12:00 火曜日 18:30～20:30	中原市民館
	日本語クラス せかいじん	金曜日 18:30～20:30	中原市民館
	川崎市国際交流協会 日本語講座	火曜日 9:50～11:50 金曜日 9:50～11:50 水曜日 18:30～20:30	川崎市国際交流センター
	日本語クラブ「土曜の会」	土曜日 14:00～15:30 (第5土曜日はお休み。 変更の可能性あり)	かわさき市民活動センター 福祉パルなかはら
高津	高津日本語教室	水曜日 10:00～11:30 木曜日 19:00～20:30	高津市民館
	ともしびの会 日本語教室	土曜日 15:00～17:00	溝ノロカトリック教会
	Wai Wai 広場	土曜日 14:00～16:00	福祉パルたかつ

区	クラス名	曜日・時間	場所
宮前	宮前日本語学級（午前）	金曜日 10:00～12:00	宮前市民館
	宮前日本語学級（夜間）	水曜日 19:00～20:30	
	宮前平日本語教室	木曜日 10:00～11:30	宮前市民館
	LET'S be 日本語サロン	月曜日 10:30～12:00 又は 月曜日 13:30～15:00	福祉パル宮前
多摩	たまにほんごクラス（午前）	水曜日 10:00～12:00	多摩市民館
	たまにほんごクラス（夜間）	金曜日 19:00～20:30	
	にほんごサロン	木曜日 10:00～12:00	多摩市民館
麻生	あさおにほんごクラス	木曜日 10:00～11:30 木曜日 18:30～20:00	麻生市民館
	にほんご麻生・月曜クラス	月曜日 10:00～11:30	麻生市民館
	国際交流あさお 新百合教室	火曜日 18:00～19:30	福祉パルあさお
	柿生にほんご どうようきょうしつ	土曜日 10:00～11:30	柿生地区会館 柿生小学校

※2023（令和5）年9月20日現在

※教育委員会事務局「川崎市で日本語を勉強できる場所」から引用

② 学校における日本語学習支援の現状 ～外国につながるある児童生徒の状況と支援について～

本市では、学校教育において、1988（昭和 63）年度より日本語で学校生活を送ることへの不安がある児童生徒に日本語指導等協力者の派遣等の取組を行ってきました。

2020（令和 2）年度からは日本語指導等協力者の派遣に代えて日本語指導初期支援員を配置し、また、国際教室の教員や日本語指導巡回非常勤講師による指導を行うなど、指導体制の強化・拡充にも取り組んでいます。

さらに、2021（令和 3）年度には、帰国・外国人児童生徒を各学校において温かく受け入れ、適切な支援や指導を進めるため、手引きとして「外国につながるある児童生徒の温かな受け入れと支援のために」を作成するなど取組を推進しています。

市立学校に通う外国人児童生徒の現状

- 外国人児童生徒数（市立小中学校）は **1,530 人** ※2022（令和 4）年 5 月現在
- 日本語指導が必要な児童生徒数（市立小中学校）は **882 人** ※2022（令和 4）年 5 月現在

※市立学校に通う外国人児童生徒数の推移



※市立学校に通う日本語指導が必要な児童生徒数の推移



③ 学校外における日本語学習を含む学習支援の現状

本市では、学校外においても、日本語学習を含む学習支援の取組が行われています。地域における学習支援の教室は、約20年前から外国につながる親たちの悩み・相談などに応える形でボランティアによって立ち上げられました。現在では、市民グループ等による独自の取組のほか、教育委員会事務局や区の事業として実施しているものもあります。

【外国につながる子ども向け寺子屋事業】

区	名 称	曜 日	場 所
川 崎	外国につながる子どもの寺子屋 教室（教文）	水曜日	教育文化会館
	外国につながる子どもの寺子屋 教室（日進町）	水曜日	ふれあいプラザかわさき
幸	外国につながる子どもたちのための 日本語支援・幸町教室	隔週土曜日	幸町小学校
	外国につながる子どもたちのための 日本語支援・東小倉教室	水曜日	東小倉小学校
中 原	外国につながる子どもの寺子屋	土曜日	川崎市国際交流センター

※2023（令和5）年4月現在

※令和5年度 川崎市外国人教育推進連絡会議資料から引用

【放課後学習支援】

区	名 称	曜 日	場 所
川崎	外国につながるこどもの学習支援・居場所づくり事業	小学生：土曜日 中学生：水・土	川崎市ふれあい館
	外国につながるこどものための多文化フリースクール	火・木・金曜日	青丘社みんなの家
中原	ひるぎの会	土又は日曜日 (月2回程度)	市民活動センター 中原市民館 他
	日本語教室わかば	日曜日	川崎市国際交流センター
	外国につながる子どもの宿題支援	日曜日	川崎市国際交流センター
高津	多文化子ども塾	土曜日 (月2回)	高津市民館
麻生	あさお多文化サポートネット ひまわり	週1、2回	各学校

※2023（令和5）年4月現在

※令和5年度 川崎市外国人教育推進連絡会議資料から引用

● 川崎市における地域日本語教育の基本的な方針策定に向けた実態調査結果及び課題

本方針の策定に向けて、本市における日本語教育の実態や課題・ニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施しました。また、方針策定後の連携の可能性やより詳細な現状の把握などを目的として幅広い各種関連団体へのヒアリング調査も実施しました。

【アンケート調査】

◆ アンケート調査概要			
調査対象	調査方法	調査期間	
地域の日本語教室	郵送配布 郵送回収	2023（令和5）年 6月16日～8月10日	
日本語学習を含む学習支援の教室			
日本語学校			
外国人雇用企業			
◆ アンケート調査結果（回収状況）			
調査対象	発送数	回収数	回収率
地域の日本語教室	11件	9件	81.8%
日本語学習を含む学習支援の教室	11件	10件	90.9%
日本語学校	4件	2件	50.0%
外国人雇用企業	100件	38件	38.0%

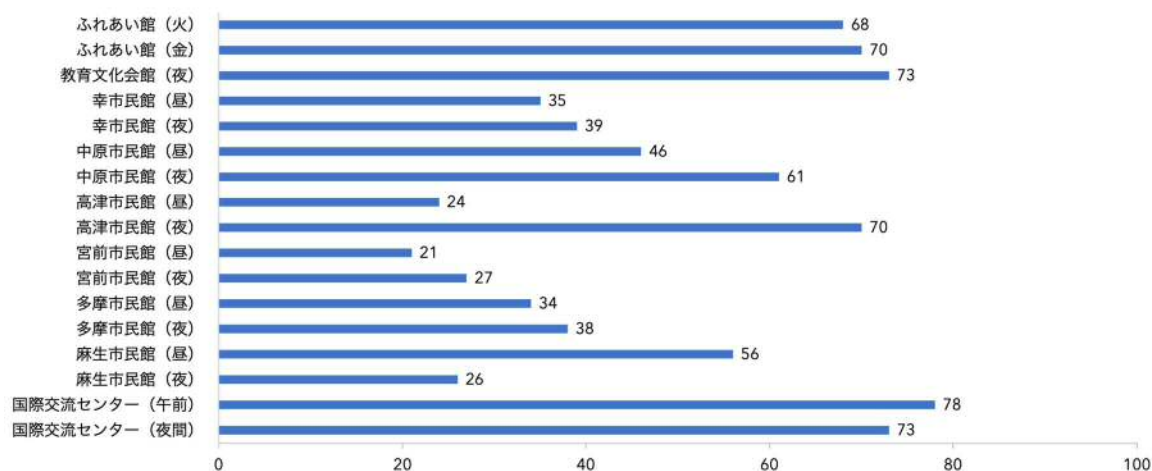
【ヒアリング調査】

◆ ヒアリング調査概要		
調査対象	ヒアリング数	調査期間
教育文化会館・市民館 識字・日本語学級	3件	2023（令和5）年 6月29日～10月6日
ふれあい館 識字・日本語学級	1件	
国際交流センター 日本語講座	1件	
地域の日本語教室	2件	
日本語学習を含む学習支援の教室 多文化フリースクール	4件	
市内高等学校・中学校夜間学級	4件	
日本語学校	2件	
大学	1件	
外国人雇用企業	5件	
技能実習監理団体・ハローワーク	3件	

※ 調査結果を見る上で、グラフなどに使われている「n」は、各設問に対する回答者数です。

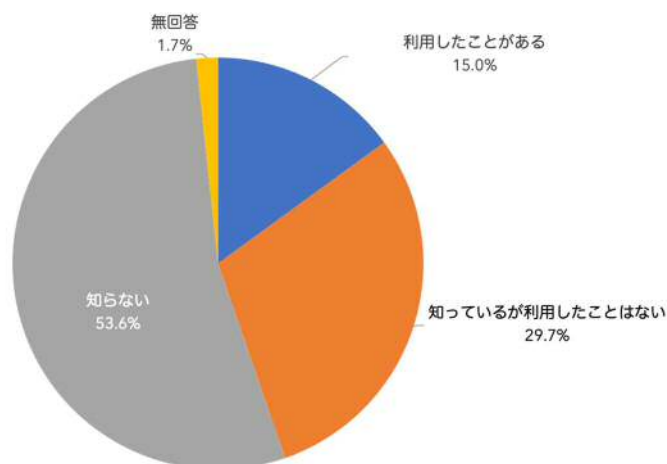
● 地域における日本語教室

◆ 学習者の状況（2022（令和4）年度）



- ・ ふれあい館、教育文化会館・市民館、国際交流センターにおける学習者は計 839 人でした。
- ・ また、今回、アンケートを実施した9つの自主グループにおける学習者は計 120 人でした。
- ・ アンケートやヒアリングでは、「学習者の増加に伴い日本語ゼロの学習者も増えているが、ゼロビギナーへの対応は難しい」という声も複数の教室で聞かれました。

◆ 識字・日本語学級（市民館ほか）の認知・利用度（n=1,085）

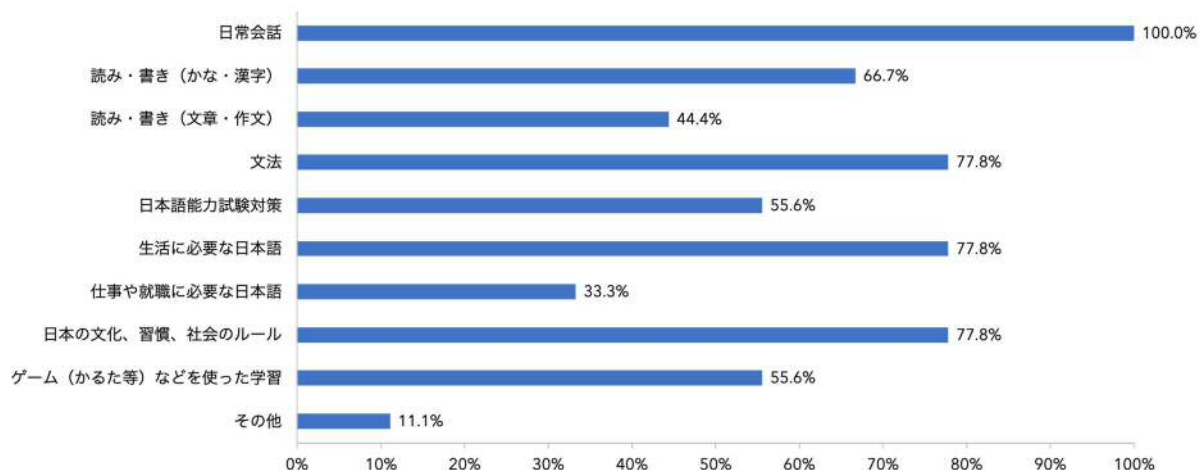


出所：川崎市外国人市民意識実態調査（2019）

- ・ 市が 2019（令和元）年度に実施した外国人市民意識実態調査では、識字・日本語学級について「利用したことがある」が 15.0%、「知っているが利用したことはない」が 29.7%、「知らない」が 53.6%でした。
- ・ 地域の日本語教室を利用している学習者は計 959 人と決して少なくありませんが、外国人市民の半数以上に知られておらず、潜在的な学習者が存在している可能性が大きいです。

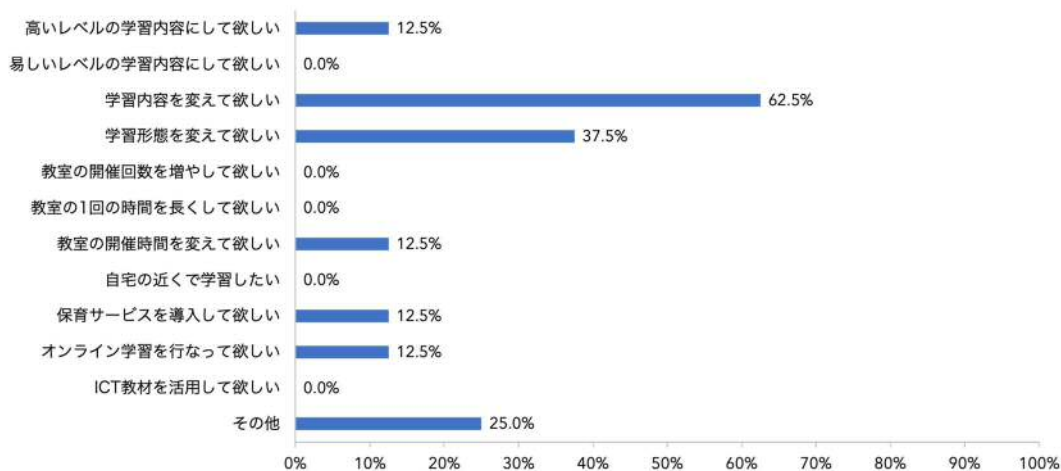
【地域の日本語教室】

◆ 学習内容（複数回答、n=9）



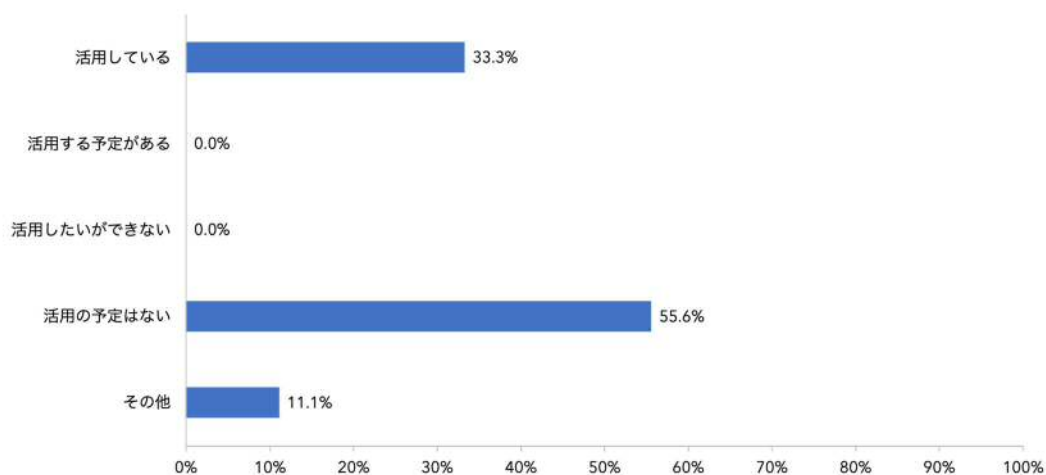
- ・最も多かったのは「日常会話」ですが、そのほかの学習内容についても多くの教室で取り入れており、学習内容が多岐にわたることがわかりました。

◆ 学習者のニーズ（複数回答（3つまで）、n=8）



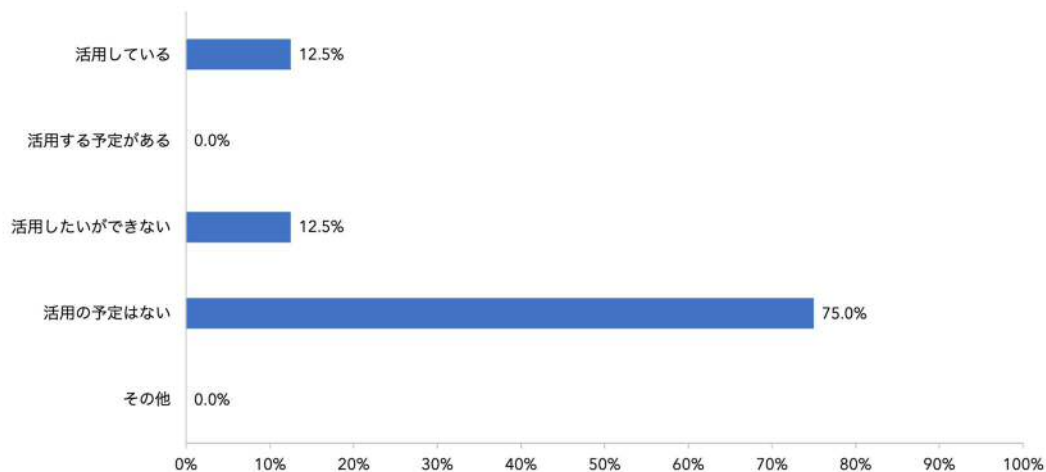
- ・各教室では多岐にわたる学習内容を取り入れていますが、62.5%の教室で学習者から「学習内容を変えて欲しい」という要望がありました。
- ・また、その他の要望として「学習形態を変えて欲しい」が37.5%、「高いレベルの学習内容にして欲しい」「教室の開催時間を変えて欲しい」「オンライン学習を行って欲しい」がそれぞれ12.5%ありました。
- ・各教室では学習者のニーズに対応できる部分とできない部分があり、対応できない部分に関しては学習者のニーズに合った教室や学習方法等の情報を提供する機能が必要とされています。

◆ リモート学習の状況 (n=9)



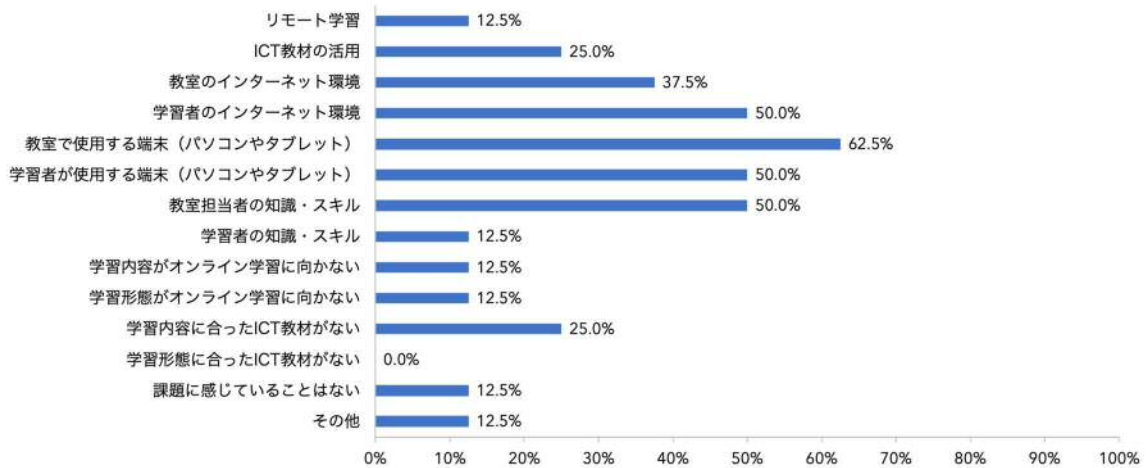
- 33.3%と 1/3 の教室でリモート学習を活用していましたが、55.6%と半数以上の教室では「活用の予定はない」という回答でした。
- また、「その他」では「コロナ禍で対面学習ができない時のみ活用していた。今後は予定なし」との回答もありました。

◆ ICT教材の活用 (n=8)



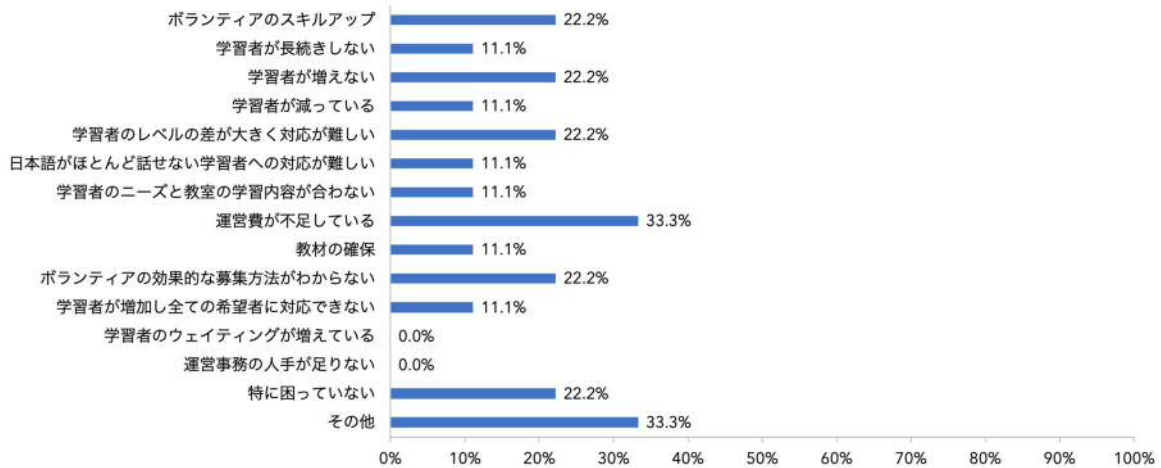
- ICT教材の活用については「活用している」と「活用したいができない」が12.5%ありましたが、75.0%の教室で「活用の予定はない」との回答でした。

◆ ICTの活用における課題（複数回答、n=8）



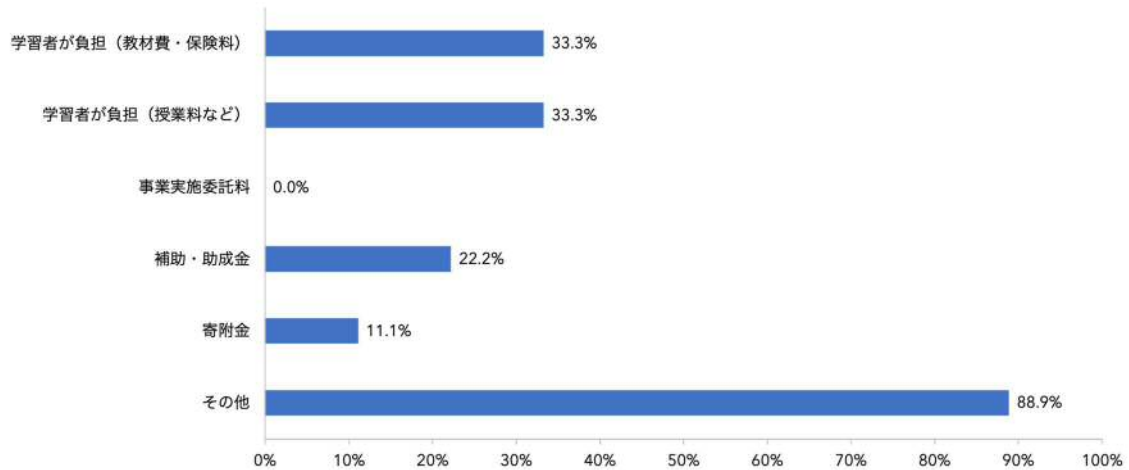
- ICTの活用における課題では、「教室で使用する端末（パソコンやタブレット）」が62.5%で最も多く、次いで「学習者のインターネット環境」「学習者が使用する端末（パソコンやタブレット）」「教室担当者の知識・スキル」が50.0%という回答でした。
- 全体として、教室と学習者の双方で環境面（端末やインターネット）に課題が多く見られました。

◆ 教室運営の課題（複数回答、n=9）



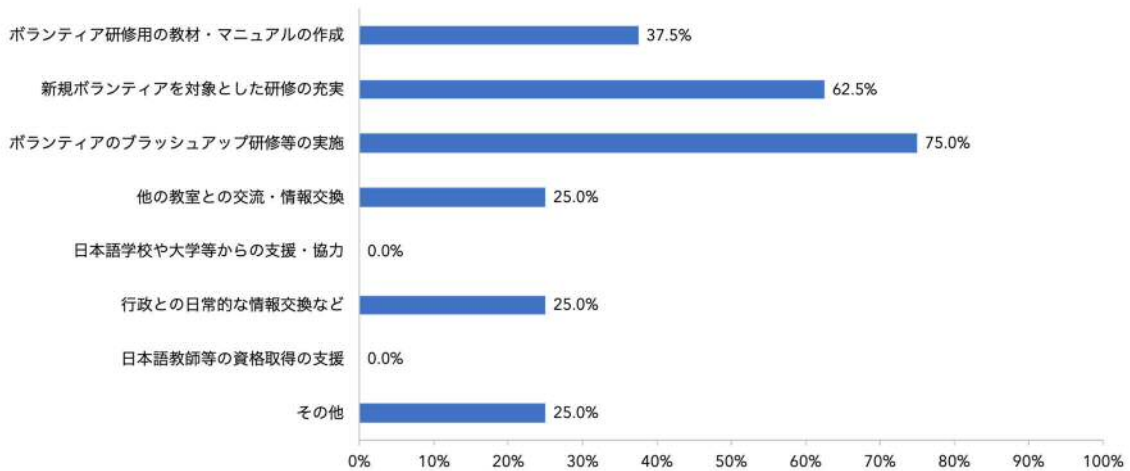
- 教室運営の課題では「運営費が不足している」が33.3%で最も多く、次いで「ボランティアのスキルアップ」「学習者が増えない」「学習者のレベルの差が大きく対応が難しい」「ボランティアの効果的な募集方法がわからない」がそれぞれ22.2%ありました。
- また、「その他」の33.3%は全て「活動場所の確保」に関するものでした。

◆ 教室の運営費（複数回答、n=9）



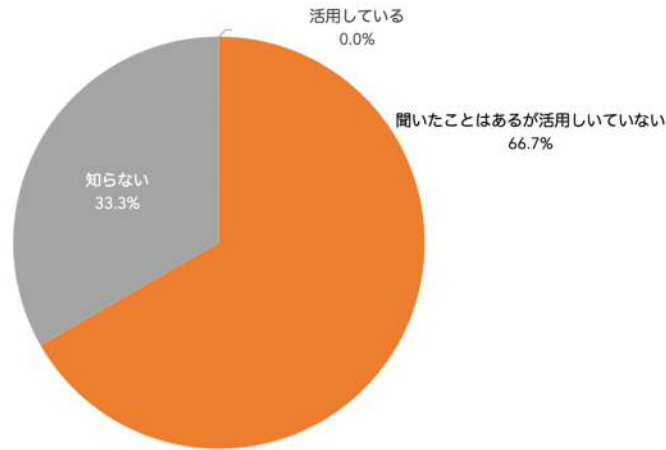
- ・ 教室の運営費については、「その他」が 88.9%と最も多く、内訳を見ると「ボランティアが負担（会費など）」が 6 件で 66.7%でした。

◆ ボランティアのスキルアップ（複数回答、n=8）



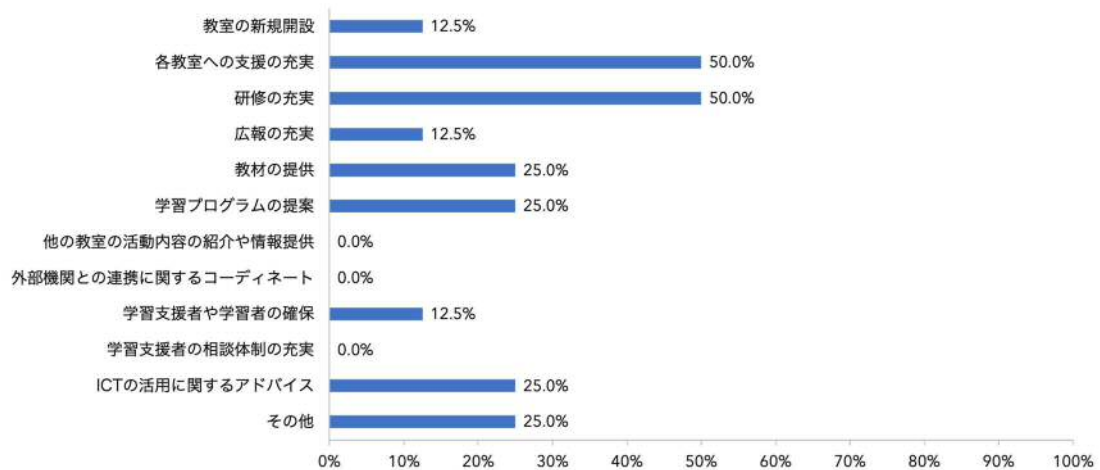
- ・ ボランティアのスキルアップについては、「ボランティアのブラッシュアップ研修等の実施」が 75.0%で最も多く、次いで「新規ボランティアを対象とした研修の充実」が 62.5%ありました。

◆ 「生活 Can do」の活用状況 (n=9)



- ・ 文化庁が提唱している「生活 Can do」については、「活用している」という教室はなく、「聞いたことはあるが活用していない」が 66.7%、「知らない」が 33.3%でした。
- ・ 「生活 Can do」についてはヒアリングでも尋ねましたが、考え方には共感するという声がある一方で、多くの教室が週に 1 回の活動で、学習者のレベルや参加状況にもバラつきがあることから、標準的なカリキュラムに基づいて学習を行うということに対しては「馴染まない」や「困難である」といった反応が多くありました。

◆ 行政に期待すること (複数回答、n=8)



- ・ 行政に期待することでは、「各教室への支援の充実」と「研修の充実」が最も多く 50.0%という回答でした。

【地域における日本語教室から見えてきた課題】

● 学習者の増加とニーズの多様化

- ・ いずれの教室でもコロナ禍で減少していた学習者が戻りつつあり、学習者は増加傾向にあります。
- ・ また、学習者のニーズも多様化しており、「日本語能力試験対策」や「仕事や就労に必要な日本語」に関するニーズも見られます。
- ・ 各教室には学習者のニーズに対応できる部分とできない部分があるので、対応できない部分に関してはニーズに合った教室や学習方法等の情報を提供する機能が必要とされています。
- ・ 複数の教室で日本語ゼロのゼロビギナーへの対応が難しいという声が聞かれました。
- ・ ゼロビギナーへの日本語教育では専門的な知識やスキルが求められますが、ボランティアを中心とした地域の日本語教室では対応が難しい現状があります。
- ・ また、「生活 Can do」については、考え方には共感するという声もあがる一方で、標準的なカリキュラムに基づいて学習を行うということに対しては「馴染まない」や「困難である」という反応が多くありました。
- ・ 「生活 Can do」に対応した標準的なカリキュラムに基づく学習を地域の日本語教室で行うことには高い壁があるといえます。

● ICTの活用

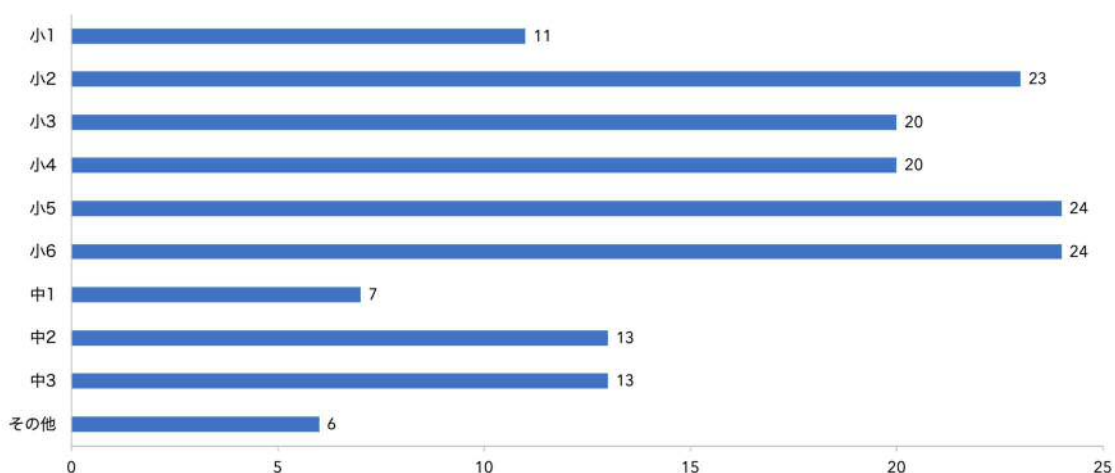
- ・ ICTの活用推進は、日本語教育にかかわらずその必要性がうたわれていますが、地域の日本語教室ではリモート学習とICT教材の活用のいずれでも「活用の予定はない」との回答が最も多くを占めました。
- ・ 地域の日本語教室では、活動において学習者との対面でのコミュニケーションや「居場所」としての機能を大事にしている教室も多く、リモート学習は「馴染まない」という声がヒアリングでも多く聞かれました。
- ・ また、アンケートでは教室と学習者の双方で環境面（端末やインターネット）に課題が多く見られました。
- ・ ICTの活用推進は一律に進めるのではなく、それぞれの教室における考え方を尊重したり、環境面などを考慮したりしながら、丁寧に進めていくことが必要です。
- ・ すでに活用している教室や活用を検討している教室に対して、活用の促進に向けたアドバイスや支援などを提供していくことが重要です。

● 自主グループの活動支援

- ・ 多くのグループで教室の運営費をボランティアが負担していることがわかりました。
- ・ また、教室運営の課題では「活動場所の確保」をあげた教室が最も多く、実際にヒアリングでも苦労している様子が多く聞かれました。
- ・ 運営費や活動場所の確保のほかにも、ボランティアへの研修を望む声も多くありました。
- ・ 学習者の増加とニーズの多様化に対応するためにも、自主グループが活動しやすい環境の整備や活動を支援する取組が必要とされています。

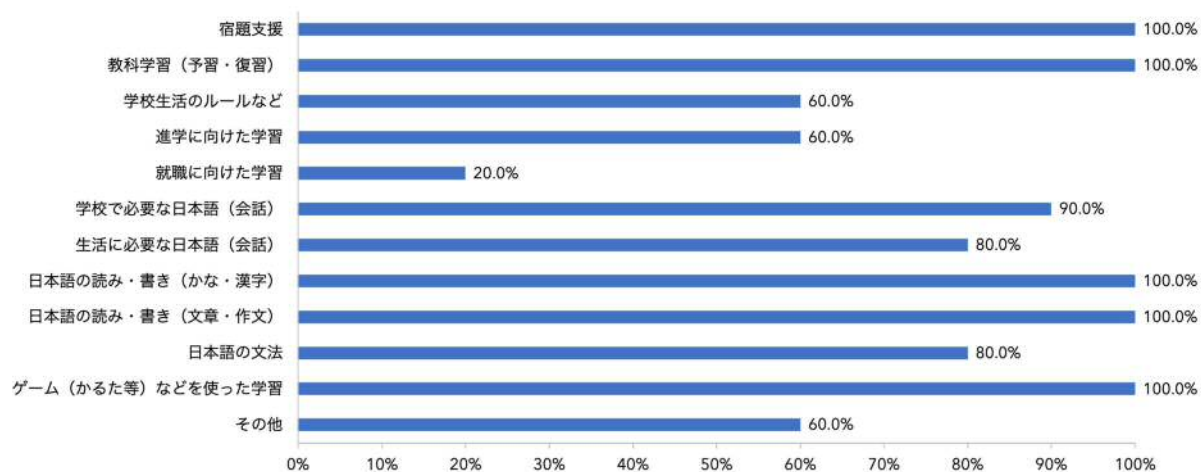
● 日本語学習を含む学習支援の教室

◆ 学習者の状況 (n=10)



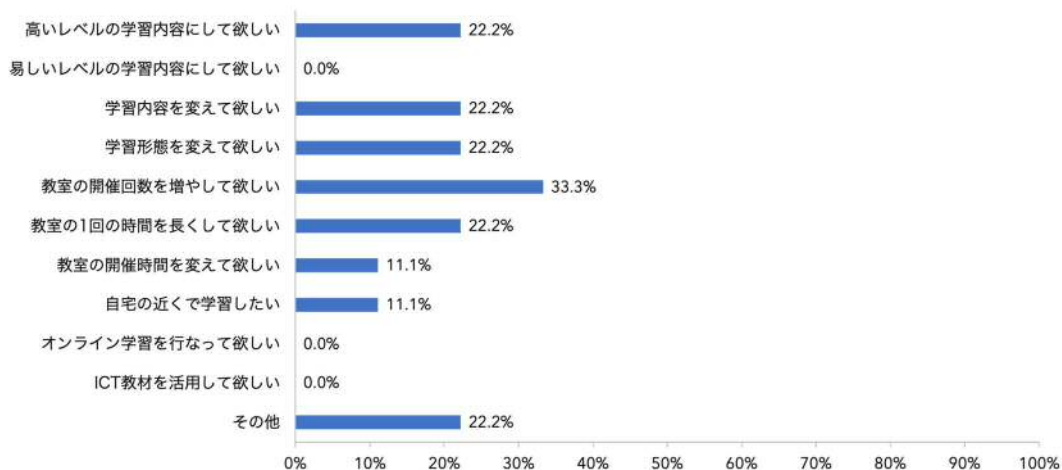
- ・ 今回、アンケートを実施した10の学習支援教室における学習者は計161人でした。

◆ 学習内容 (複数回答、n=10)



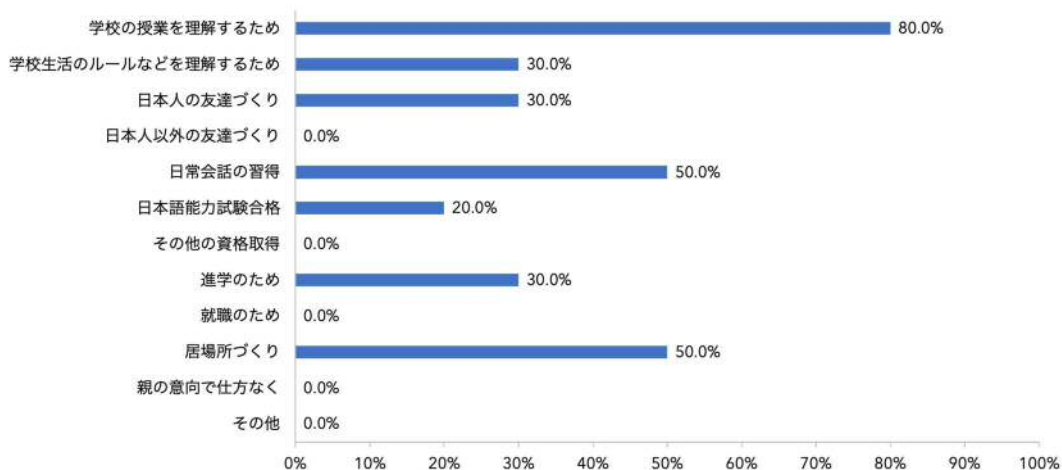
- ・ ほとんどの教室で学習内容は多岐にわたっており、また、学習面だけではなく、日本語という部分でも教室が大きな役割を果たしていることがわかりました。

◆ 学習者のニーズ（複数回答（3つまで）、n=9）



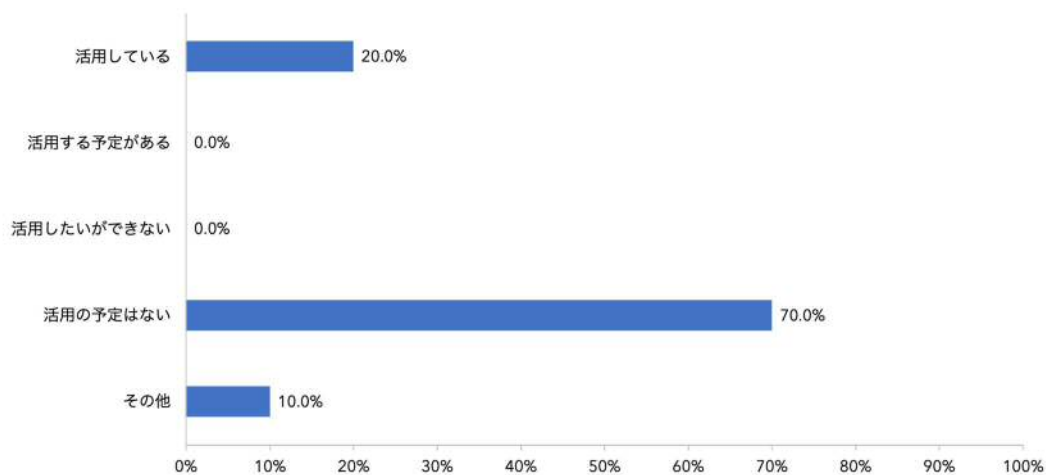
- ・ 学習者のニーズで最も多かったのは「教室の開催回数を増やして欲しい」の 33.3%でした。

◆ 学習者の目的・目標（複数回答（3つまで）n=10）



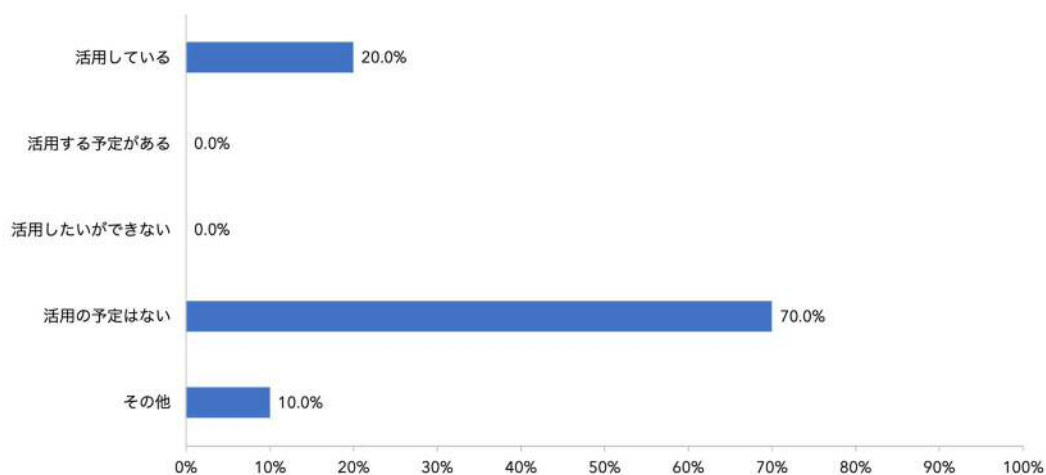
- ・ 学習者の目的・目標で最も多かったのは「学校の授業を理解するため」の 80.0%ですが、次いで「日常会話の習得」と「居場所づくり」が 50.0%という回答でした。

◆ リモート学習の状況 (n=10)



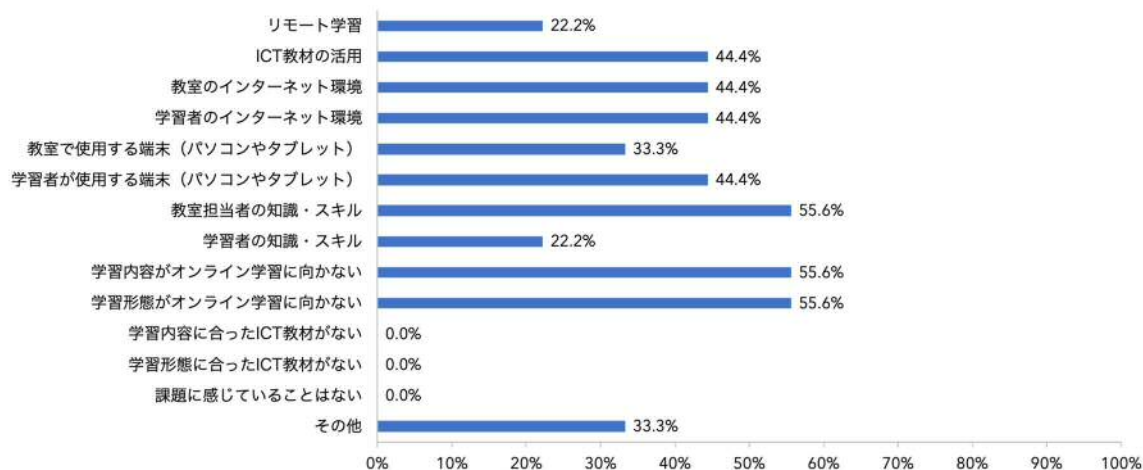
- 20.0%の教室でリモート学習を活用していましたが、70.0%の教室では「活用の予定はない」という回答でした。

◆ ICT教材の活用 (n=10)



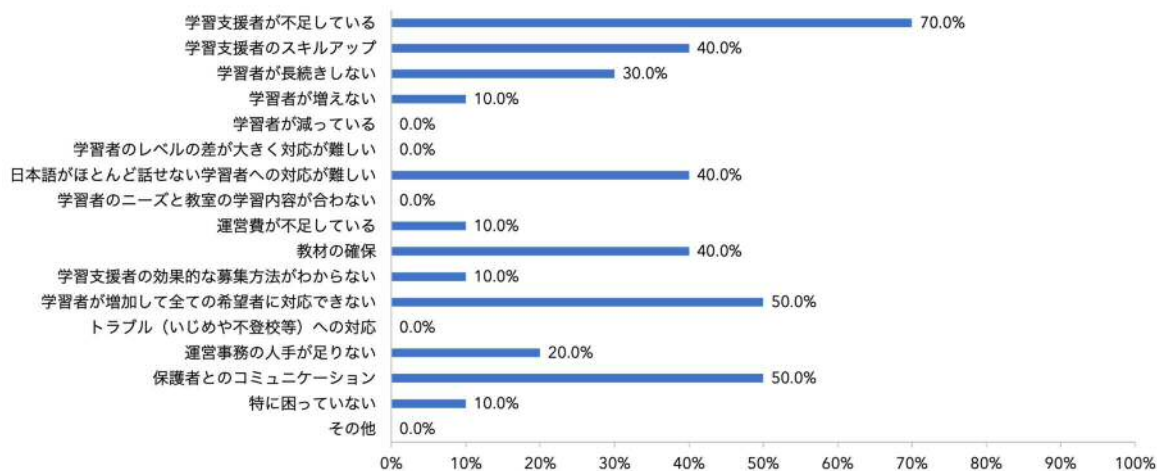
- 20.0%の教室でICT教材を活用していましたが、70.0%の教室では「活用の予定はない」という回答でした。

◆ ICTの活用における課題（複数回答、n=9）



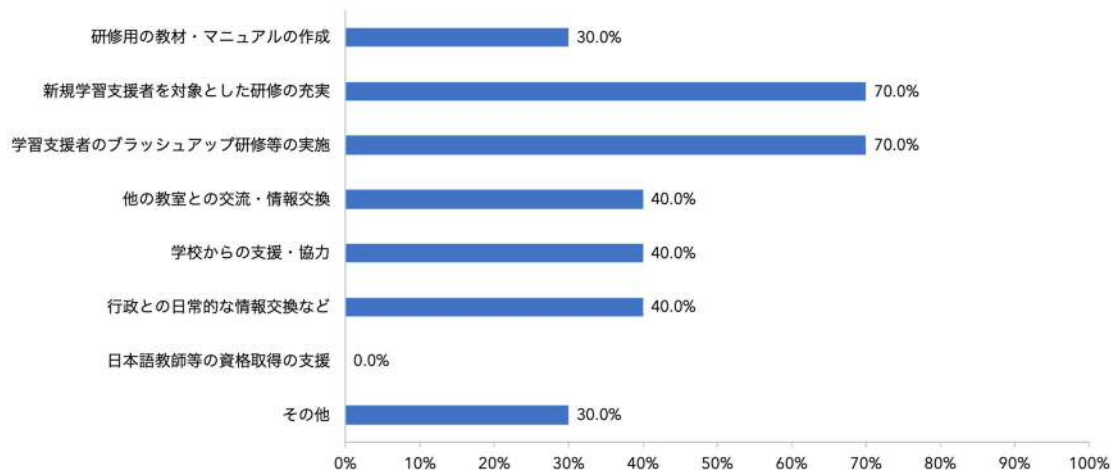
- ICTの活用における課題では、「教室担当者の知識・スキル」「学習内容がオンライン学習に向かない」「学習形態がオンライン学習に向かない」が55.6%で最も多く、ICTの活用は馴染まないと感じている教室が多くあることがわかりました。

◆ 教室運営の課題（複数回答、n=10）



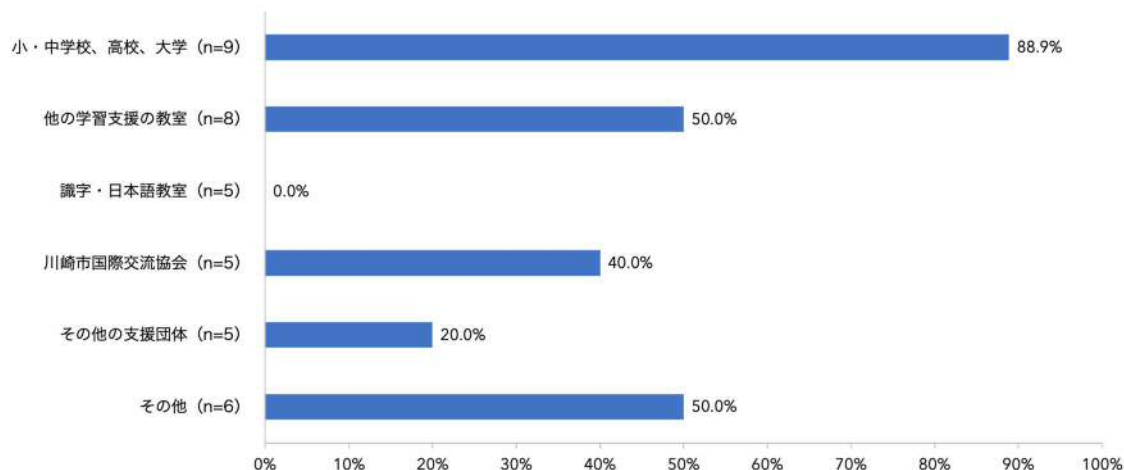
- 教室運営の課題では「学習支援者が不足している」が70.0%で最も多く、次いで「学習者が増加して全ての希望者に対応できない」と「保護者とのコミュニケーション」が50.0%という回答でした。

◆ 支援者のスキルアップ（複数回答、n=10）



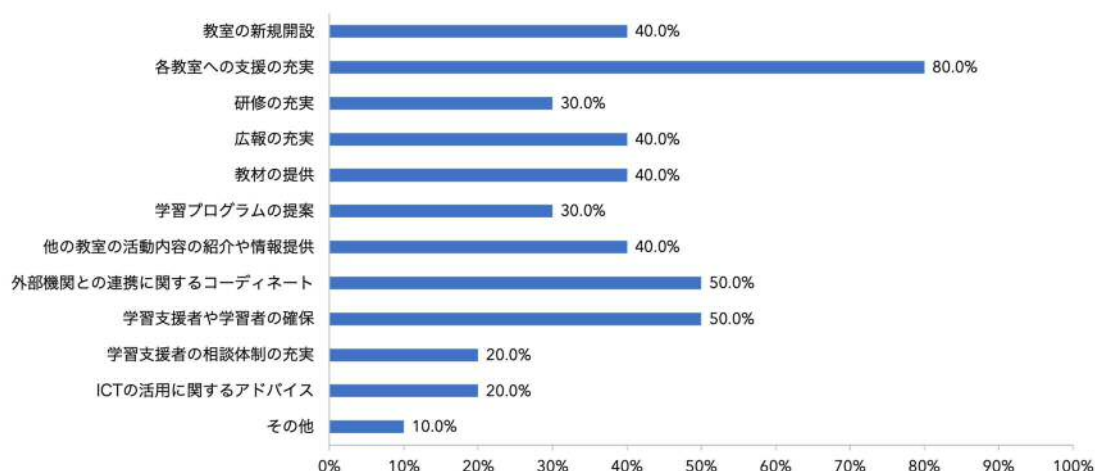
- ・ 支援者のスキルアップに必要なと思うこととしては、「新規学習支援者を対象とした研修の充実」と「学習支援者のブラッシュアップ研修等の実施」が 70.0%と最も多い結果でした。

◆ 外部機関との連携・協力



- ・ 88.9%と約9割の教室が小・中学校、高校、大学との連携・協力が「ある」との回答でした。
- ・ ただし、ヒアリングでは学校との連携を課題としてあげる教室もあり、連携・協力のあり方や深さという面では課題もあるようです。
- ・ また、ICTの活用に関心を持つ教室からは、学校でのGIGA端末やデジタル教材の活用の状況を知りたいといった声も聞かれました。

◆ 行政に期待すること（複数回答、n=10）



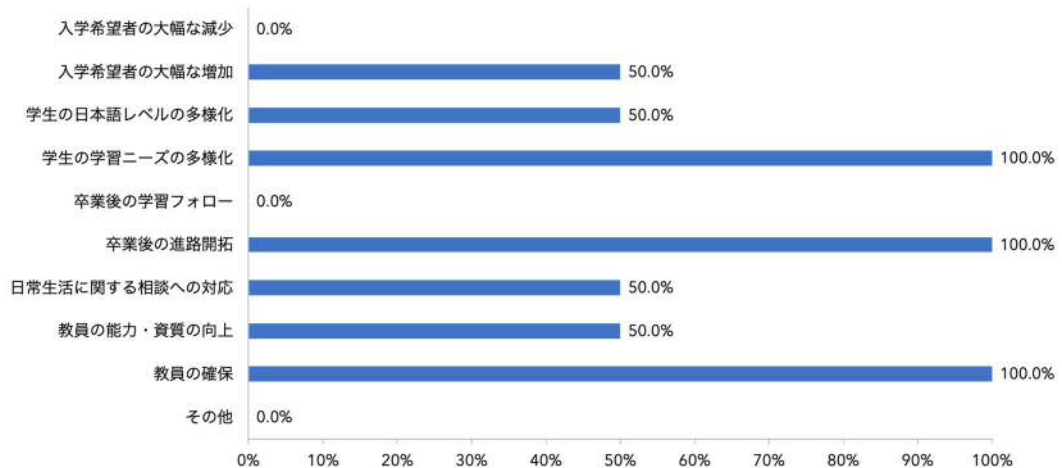
- 行政に期待することでは、「各教室への支援の充実」が 80.0%と最も多く、次いで「外部機関との連携に関するコーディネート」と「学習支援者や学習者の確保」が 50.0%という回答でした。

▶【日本語学習を含む学習支援の教室から見えてきた課題】

- **学習者の増加**
 - 学習支援教室を利用する学習者は増加傾向にありますが、全ての希望者に対応できていない現状があります。
 - 行政に対して「各教室への支援の充実」を期待する声が 80.0%の教室で聞かれたほか、「教室の新規開設」を望む声も 40.0%ありました。
 - 市では、学校教育において様々な取組を行っていますが、学校外においても区ごとの実情に応じた学習支援や日本語習得の場の拡充が求められています。
- **支援者の不足とスキルアップ**
 - 教室運営の課題として支援者の不足をあげた教室が 70.0%ありました。
 - また、支援者のスキルアップをあげた教室も 40.0%あり、スキルアップに向けて必要なこととしては研修（新規・ブラッシュアップ）が 70.0%という回答でした。
- **外部機関との連携**
 - 学習支援教室ということもあり、学校との連携・協力に関しては多くの教室で見られたが、そのあり方や深さという面では課題もあるようです。
 - 行政に期待することとして、「外部機関とのコーディネート」をあげた教室も 50.0%ありました。

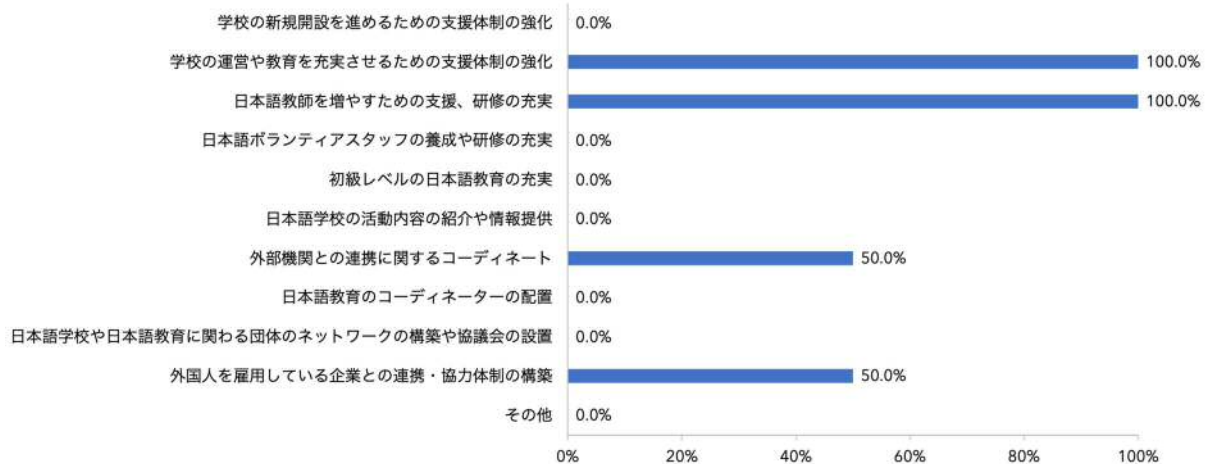
● 日本語学校

◆ 運営で困っていること（複数回答、n=2）



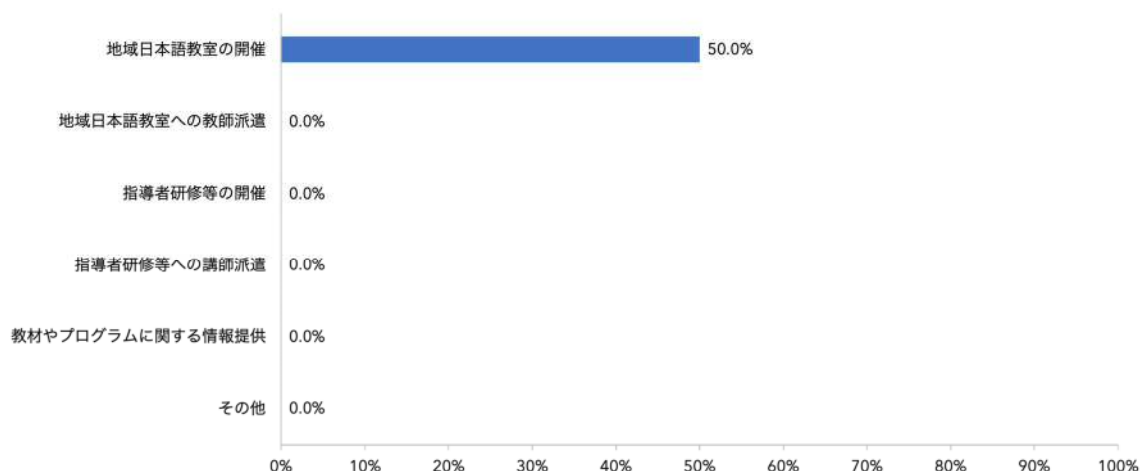
- ・ 運営で困っていることでは、2校ともに「学生の学習ニーズの多様化」「卒業後の進路開拓」「教員の確保」を挙げています。
- ・ 特に、「教員の確保」に関しては、ヒアリングの際にも苦勞している様子が聞かれました。
- ・ 国の政策によって需要が大きく変動するため、不安定な職となっていることが人材不足と大きな要因となっています。

◆ 行政に期待すること（複数回答、n=2）



- ・ 行政に期待することでは、2校ともに「学校の運営や教育を充実させるための支援体制の強化」と「日本語教師を増やすための支援、研修の充実」を挙げています。

◆ 市と連携・協力できること（複数回答、n=2）



- ・ 市と連携・協力できることとして、1校が「地域日本語教室の開催」を挙げています。

▶ 【日本語学校から見えてきた課題】

● 教員の確保（人材の不足）

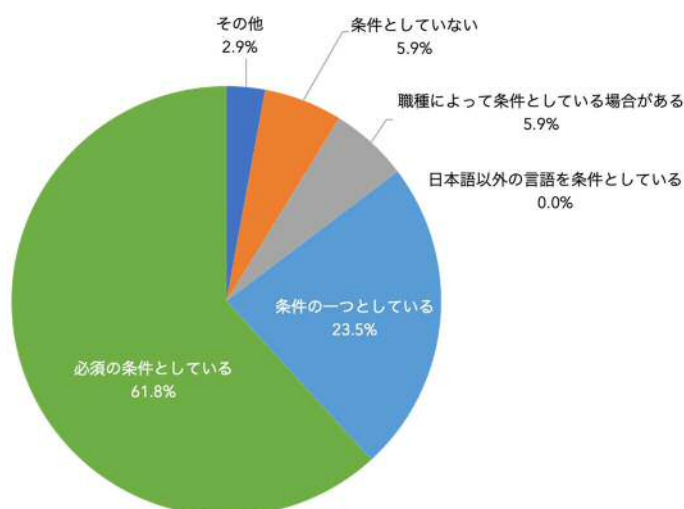
- ・ 日本語学校の教員に限らず、地域の日本語教室におけるボランティアなど、日本語教育に関わる人材の不足は大きな課題となっています。
- ・ 国の政策に左右されるため不安定な職となっていることについては、国に対して要望や働き掛けをしていくことが求められます。

● 連携・協力体制の構築

- ・ 市と連携・協力できることとして、1校が「地域日本語教室の開催」を挙げていました。
- ・ また、行政に期待することでは、「外部機関との連携に関するコーディネート」や「外国人を雇用している企業との連携・協力体制の構築」を挙げる声もありました。
- ・ 様々な連携・協力の可能性について模索していくことが求められます。

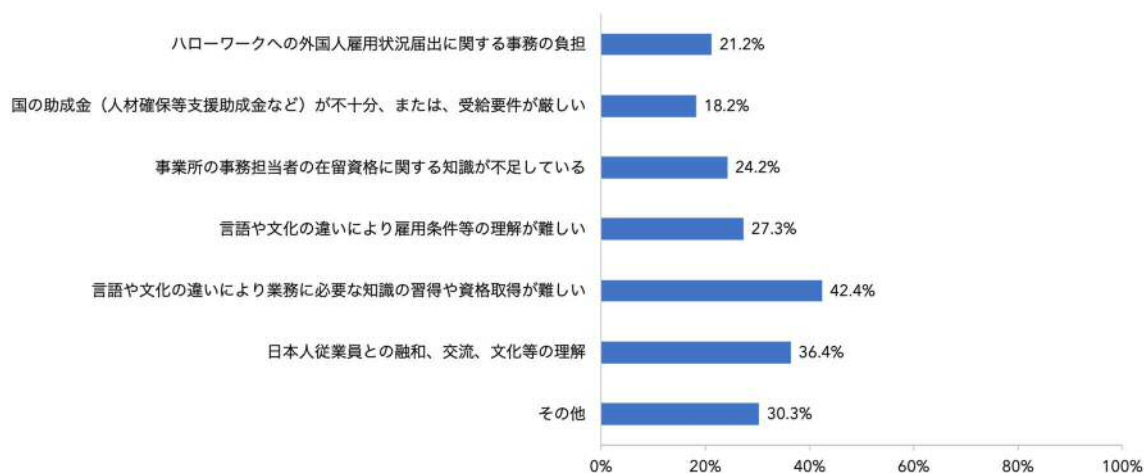
● 外国人雇用企業

◆ 外国籍従業員を雇用するに当たり日本語能力を条件としているか (n=34)



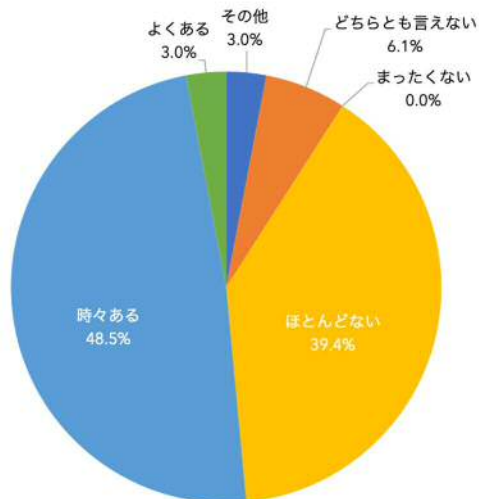
- 最も多かったのは「必須の条件としている」の61.8%で、次いで「条件の一つとしている」が23.5%でした。
- 条件としている場合では、「日常会話やコミュニケーションがとれるレベル」「日本語能力試験 N3以上」といった企業もありましたが、全体的には「N2以上が望ましい」といった回答が多く、一部で「N1レベル」という企業もありました。

◆ 外国籍従業員を雇用するに当たり課題だと感じていること (複数回答、n=33)



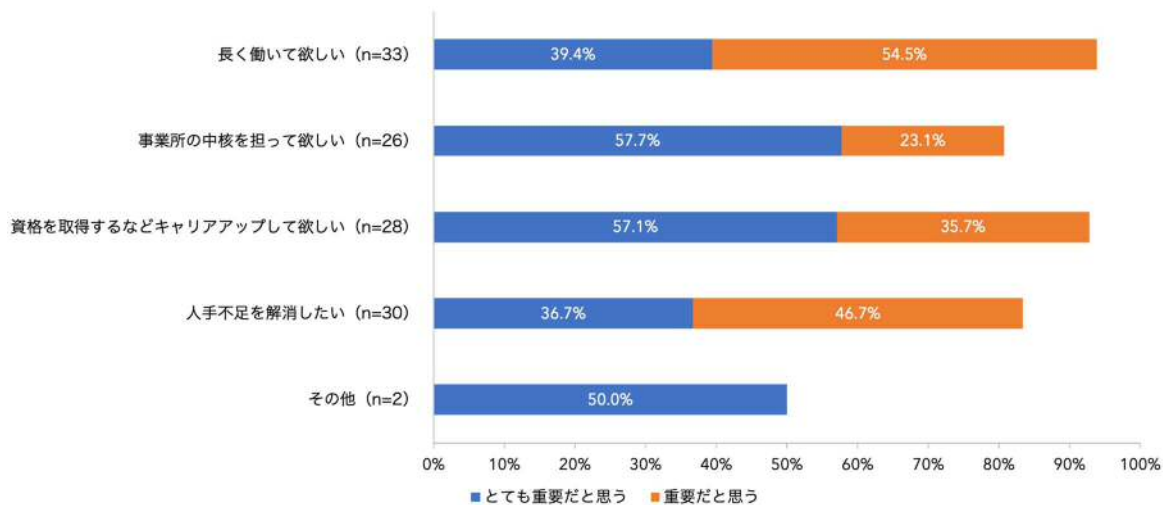
- 最も多かったのは「言語や文化の違いにより業務に必要な知識の習得や資格取得が難しい」の42.4%で、次いで「日本人従業員との融和、交流、文化等の理解」の36.4%でした。
- 業務上の課題だけでなく、日本人従業員との交流やコミュニケーションの部分でも課題を感じていることがわかります。
- また、「その他」では在留資格の申請・更新をはじめとした手続に関する声も多くありました。

◆ 外国籍従業員とのコミュニケーションで業務上困ること (n=33)



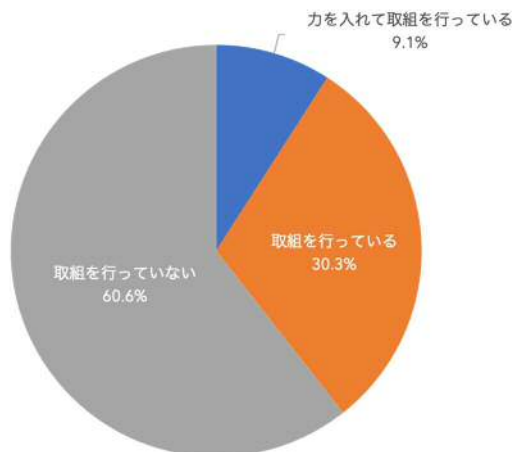
- ・ 「まったくない」という回答は0でした。
- ・ 「よくある」は3.0%と少なく、「ほとんどない」が39.4%あったものの、最も多かったのは「時々ある」の48.5%でした。

◆ 外国籍従業員に期待することと日本語能力の重要度



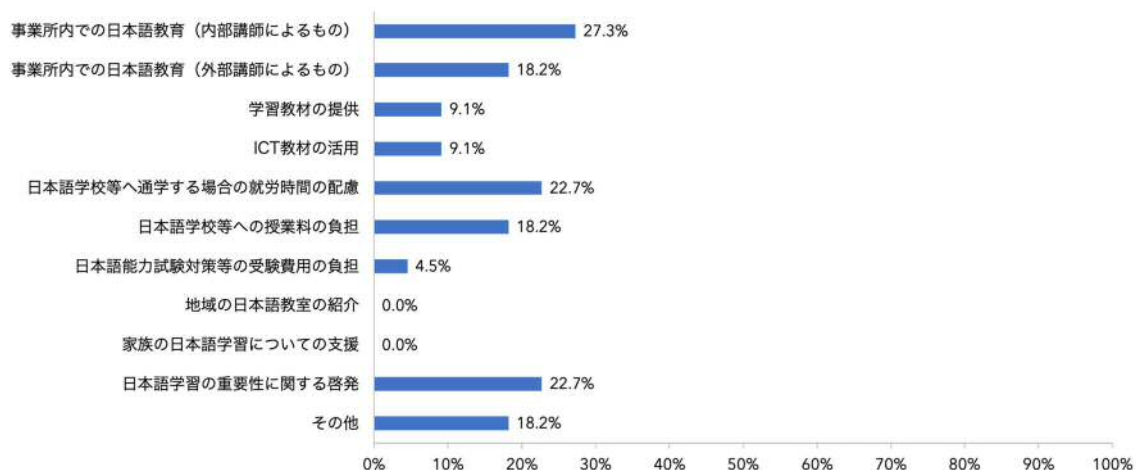
- ・ 「とても重要だと思う」と「重要だと思う」の合計は、「長く働いて欲しい」の93.9%が最も多く、次いで「資格を取得するなどキャリアアップして欲しい」が92.8%でしたが、そのほかの項目でも日本語能力が重要視されていることがわかります。

◆ 外国籍従業員に対する日本語教育の取組 (n=33)



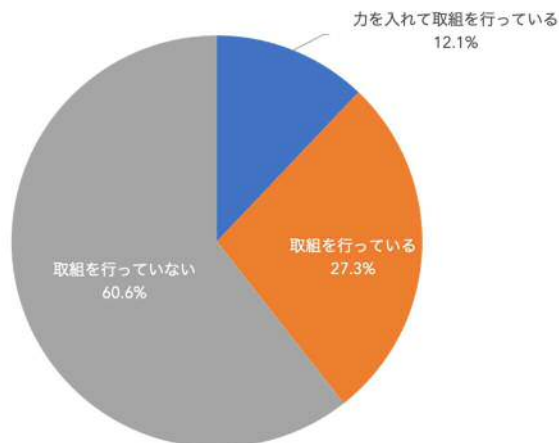
- ・ 「力を入れて取組を行っている」が 9.1%、「取組を行っている」が 30.3%ありましたが、「取組を行っていない」が 60.6%で約6割を占めました。

◆ 外国籍従業員に対する日本語教育の取組 (複数回答、n=22)



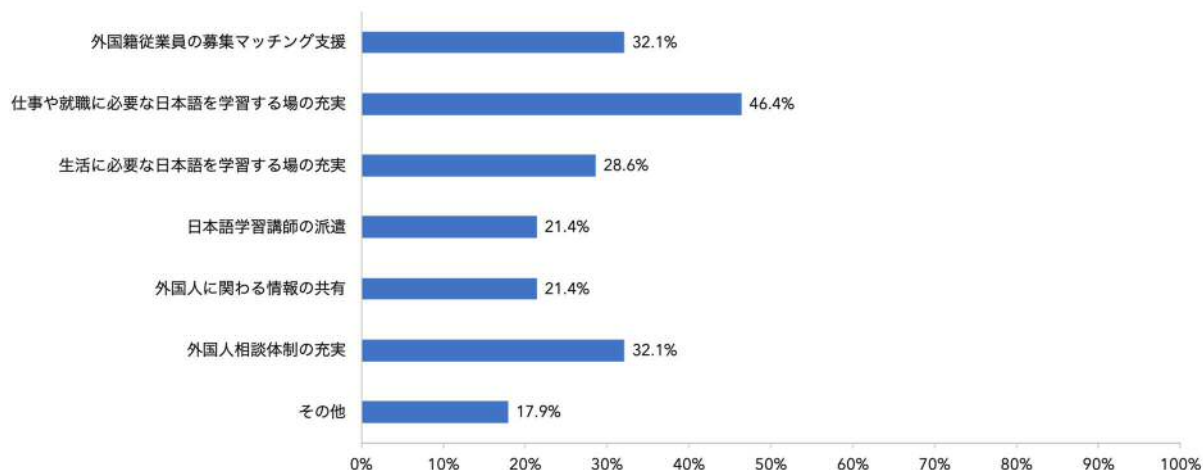
- ・ 具体的な取組としては、「事業所内での日本語教育(内部講師による)」が 27.3%で最も多く、次いで「日本語学校等へ通学する場合の就労時間の配慮」と「日本語学習の重要性に関する啓発」が 22.7%でした。

◆ 労働安全衛生の観点からの日本語教育の取組 (n=33)



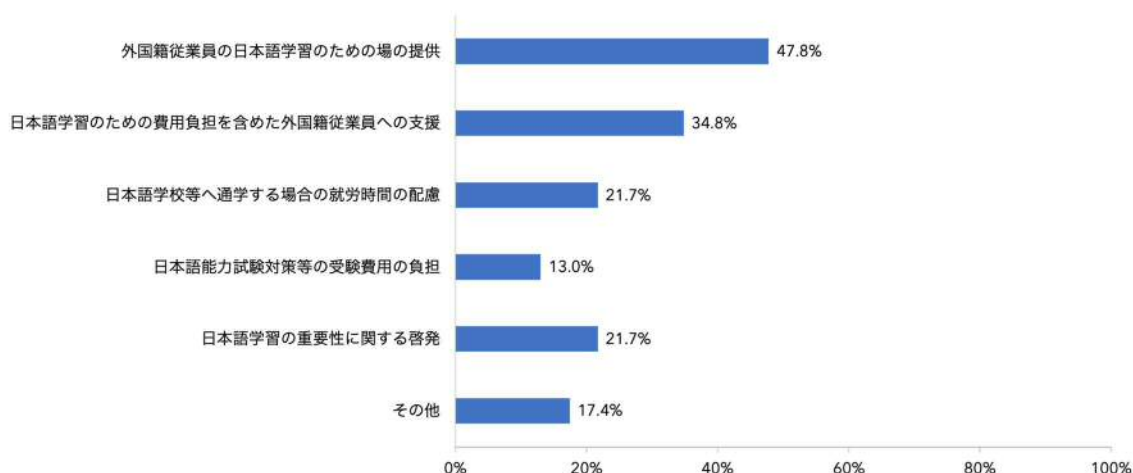
- ・ 労働安全衛生の観点からの日本語教育の取組では、先の質問と比べて「取組を行っていない」の60.6%は変わらなかったものの、「力を入れて取組を行っている」は9.1%から12.1%へと3ポイント高くなりました。
- ・ 取組を行っている企業においては、労働安全衛生の観点が一定程度意識されていることがわかります。

◆ 行政に期待すること (複数回答、n=28)



- ・ 行政に期待することでは、「仕事や就職に必要な日本語を学習する場の充実」が46.4%で最も多く、次いで「外国籍従業員の募集マッチング支援」と「外国人相談体制の充実」が32.1%、「生活に必要な日本語を学習する場の充実」が28.6%で続きました。
- ・ また、「日本語学習講師の派遣」や「外国人に関わる情報の共有」に関しても一定のニーズがあることがわかりました。

◆ 市と連携・協力できること（複数回答、n=23）



- ・ 市と連携・協力できることでは、「外国籍従業員の日本語学習のための場の提供」が 47.8% で約 5 割ありました。
- ・ また、「日本語学習のための費用負担を含めた外国籍従業員への支援」が 34.8%、「日本語学校等へ通学する場合の就労時間の配慮」が 21.7%、「日本語能力試験対策等の受験費用の負担」が 13.0% であるなど、外国籍従業員の日本語能力の向上に前向きな企業が一定数あることがわかりました。

▶【外国人雇用企業から見えてきた課題】

- **外国籍従業員に求められる日本語能力**
 - ・ 外国籍従業員に求められる日本語能力は企業や職種によって様々で、「日常会話やコミュニケーションがとれるレベル」といった企業もありますが、全体としては日本語能力試験 N2 以上のレベルを期待されているといえます。
 - ・ 学習支援教室や定時制高校へのヒアリングでも最終的な目標として N2 の取得が掲げられていましたが、実際には N2 を取得できる生徒は多くないという現状があります。
 - ・ 外国人市民の就労支援に向けては、N2 以上の日本語能力の習得を支援するための取組が必要とされています。
 - ・ また、一部では N1 やビジネスレベルを求める企業もあり、キャリアアップのためのより高度かつ専門的な日本語を学べる場に対するニーズもあります。
- **異文化に関する知識・理解**
 - ・ 業務上および日本人従業員との融和、交流という 2 つの面で言語や文化の違いに課題を感じていることがわかりました。
 - ・ 一方、ヒアリングでは外国人従業員と日本人従業員の交流を積極的に図っている企業で、交流を深めることでダイバーシティの意識向上につながったという声もありました。
 - ・ また、人事部に外国人を配置した企業では、「どうしても日本人の視点でものごとを考えすぎてしまうが、外国人の担当者を置くことで、外国人目線での仕事や生活支援、アフターフォロー、相談などを行ってくれる」という好意的な声も聞かれました。
 - ・ 異文化理解について、啓発にとどまらない取組が求められています。

- **日本語教育の重要性に関する啓発**

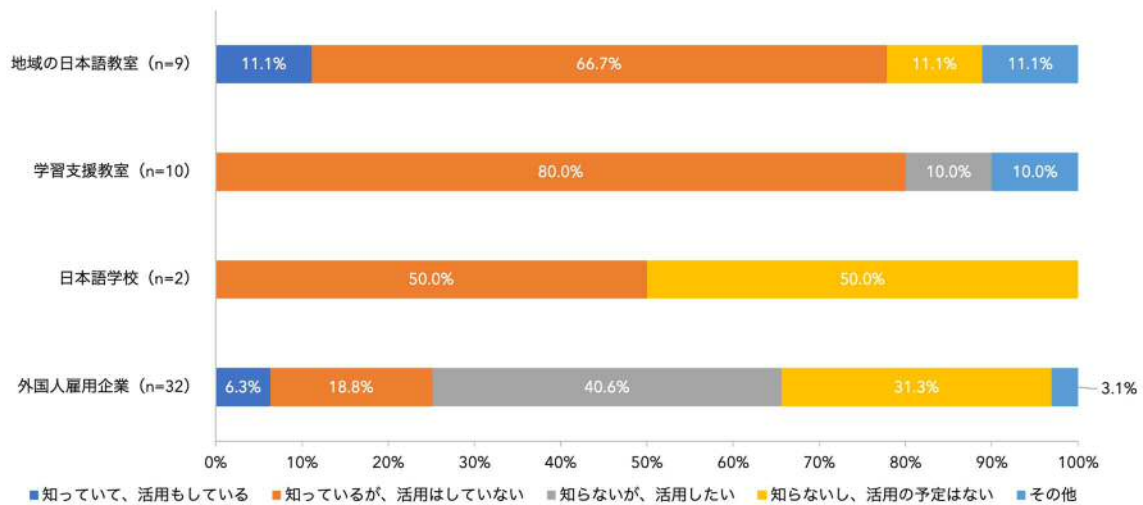
- ・ 外国籍従業員に対する日本語教育について、力を入れて行っているという企業も約1割あり、なかには費用負担した上で日本語学校に通わせている企業や専任の日本語講師を雇用・契約しているという企業もありましたが、約6割は「取組を行っていない」という状況でした。
- ・ 「日本語教育の推進に関する法律」では、外国人を雇用する事業主には外国人従業員とその家族に対して、日本語学習の機会の提供やその他の日本語学習に関する支援に努めることが責務とされていますが、そのことが十分に周知されていない状況がうかがえます。
- ・ 一方、ヒアリングでは日本語を学ぶことに必要性を見出せずに離職・転職していった外国人従業員がいるといった事例も聞かれ、そもそも日本語を学ぶことの動機付けの段階から働き掛けていくことも必要とされています。

- **連携・協力体制の構築**

- ・ 行政に期待することでは、仕事や就職および生活に必要な日本語を学ぶ場の充実といったことのほか、募集マッチング支援や相談体制の充実など多様なニーズがあることがわかりました。
- ・ また、市と連携・協力できることでも日本語学習のための場の提供を挙げる企業が約5割ありました。
- ・ ヒアリングでは「外国から来ているのは、モノではなく人なのだから、実態を見て欲しい」といった声もあり、生活者としての外国人市民という観点から、日本語の教育・学習にとどまらない広範な連携・協力体制を構築していくことが必要とされています。

【その他の課題】

◆ 「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」の認知・活用状況



● 〈やさしい日本語〉の啓発・普及

- ・ 「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」の認知・利用状況では、「知っている」の割合は地域の日本語教室で 77.8%、学習支援教室で 80.0%、日本語学校で 50.0%、外国人雇用企業で 26.7%という状況でした。
- ・ 実際に活用していたのは、地域の日本語教室で 11.1%、外国人雇用企業で 6.7%という状況でした。
- ・ 「知らないが、活用したい」では、学習支援教室で 10.0%、外国人雇用企業で 43.3%という状況で、外国人雇用企業で高い関心があることがわかりました。
- ・ 外国人市民との共生社会の実現のためには、〈やさしい日本語〉の必要性や有効性について、広く理解を促進していくことが求められています。

● 在留資格に関する課題

- ・ ヒアリングでは、在留資格に関することについても多くの意見がありました。
- ・ 特に学習支援教室や高校では、「家族滞在」の子どもたちが高等教育への進学や就労などの場面において多くの困難に直面していること、また、そのために日本語の習得や学習に対するモチベーションの維持が難しいことなどについて改善を求める多くの声が聞かれました。
- ・ 子どもたちが不安を抱えずに日本語の習得や学習に取り組み、将来への展望を描けるようになるためにも、在留資格の安定に向けて国に働き掛けていくことが必要とされています。

実態調査から見えてきた課題

【地域における日本語教室】

- 学習者の増加とニーズの多様化
- ICTの活用
- 自主グループの活動支援

【日本語学習を含む学習支援の教室】

- 学習者の増加
- 支援者の不足とスキルアップ
- 外部機関との連携

【日本語学校】

- 教員の確保（人材の不足）
- 連携・協力体制の構築

【外国人雇用企業】

- 外国籍従業員に求められる日本語能力
- 異文化に関する知識・理解
- 日本語教育の重要性に関する啓発
- 連携・協力体制の構築

【その他の課題】

- 〈やさしい日本語〉の啓発・普及
- 在留資格に関する課題

3 方針策定までの経過

「川崎市地域日本語教育推進方針」は、「川崎市多文化共生社会推進協議会」の部会として立ち上げた「地域日本語教育の基本的な方針に関する検討部会」において、学識経験者等の方々によって協議・検討を進めてきました。

2022（令和4）年度から2023（令和5）年度にかけて部会を開催し、2023（令和5）年度に地域日本語教育の実態調査を行い、方針（案）を作成しました。方針（案）に対しては意見募集（パブリックコメント手続）を実施し、市民からの意見も踏まえ本方針を策定しました。

【策定経過】

年 月	経 過
2022（令和4）年 9月5日（月）	第2期第3回 川崎市多文化共生社会推進協議会 ○川崎市多文化共生社会推進協議会部会の設置について
2022（令和4）年 11月24日（木）	令和4年度第1回 地域日本語教育の基本的な方針に関する検討部会 ○地域日本語教育の基本的な方針の策定について ○地域日本語教育の基本的な方針の策定に向けた実態調査の実施について
2023（令和5）年 3月16日（木）	令和4年度第2回 地域日本語教育の基本的な方針に関する検討部会 ○地域日本語教育の基本的な方針について ○地域日本語教育の基本的な方針の策定に向けた実態調査の実施について
2023（令和5）年 6月1日（木）	令和5年度第1回 地域日本語教育の基本的な方針に関する検討部会 ○地域日本語教育の基本的な方針の第1案について ○基本的な方針の策定に向けた実態調査の実施について ○地域日本語教育の総合的な推進体制について
2023（令和5）年 8月2日（水）	令和5年度第2回 地域日本語教育の基本的な方針に関する検討部会 ○地域日本語教育推進方針素案について ○基本的な方針の策定に向けた実態調査の実施について
2023（令和5）年 10月12日（木）	令和5年度第3回 地域日本語教育の基本的な方針に関する検討部会 ○地域日本語教育推進方針（案）について ○パブリックコメントの実施について
2023（令和5）年 11月 日～ 12月 日	地域日本語教育推進方針（案）に対する意見募集（パブリックコメント手続）を実施
2024（令和6）年 1月 日（ ）	令和5年度第4回 地域日本語教育の基本的な方針に関する検討部会 ○パブリックコメント手続の実施結果について ○地域日本語教育推進方針（案）について
2024（令和6）年 3月 日（ ）	令和5年度第5回 地域日本語教育の基本的な方針に関する検討部会 ○地域日本語教育推進方針の策定について
2024（令和6）年 3月	川崎市地域日本語教育推進方針の策定・公表

4 方針の基本的な考え方

「川崎市地域日本語教育推進方針」は、「基本目標」と2つの「基本理念」に基づく、6つの「施策の方向性」で構成されています。「施策の方向性」については、国の「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を参酌するとともに、他都市の方針なども参考に6つの項目を設定し、それぞれの「施策の方向性」に関連して施策を推進するための「施策の取組内容」を位置付けています。

(1) 方針の基本目標

「多文化共生社会」の実現に向けて、外国人市民が、日常生活及び社会生活を円滑に営み、個人として本来もっている豊かな能力を発揮して、市民として主体的に地域社会に関わることができるよう、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

(2) 方針の基本理念

1 人権と多様性の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえながら、日本語教育に関わるすべての人が互いに認め合い、人権や多様性が尊重され、日本語教育の取組が多文化共生社会の実現につながるよう、取組の推進に努めます。

2 社会参加の促進

言語の習得は、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段であることを認識するとともに、学習者が地域社会に参加しやすくなるよう、環境の整備に努めます。

(3) 施策の方向性

1 日本語教育の機会の拡充等

- (1) 外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- (2) 外国人留学生等に対する日本語教育
- (3) 外国人労働者に対する日本語教育
- (4) 難民等に対する日本語教育
- (5) 地域における日本語教育

2 各主体との連携

3 地域社会との連携

4 日本語教育に関わる者の能力及び資質の向上等

5 日本語教育に関する情報の提供等

6 推進体制の整備

川崎市地域日本語教育推進方針（案）

< 基本目標 >

「多文化共生社会」の実現に向けて、外国人市民が、日常生活及び社会生活を円滑に営み、個人として本来もっている豊かな能力を発揮して、市民として主体的に地域社会に関わることができるよう、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

< 基本理念 >

1 人権と多様性の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえながら、日本語教育に関わるすべての人が互いに認め合い、人権や多様性が尊重され、日本語教育の取組が多文化共生社会の実現につながるよう、取組の推進に努めます。

2 社会参加の促進

言語の習得は、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段であることを認識するとともに、学習者が地域社会に参加しやすくなるよう、環境の整備に努めます。

< 施策の方向性 >

1 日本語教育の機会の拡充等

- (1) 外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- (2) 外国人留学生等に対する日本語教育
- (3) 外国人労働者に対する日本語教育
- (4) 難民等に対する日本語教育
- (5) 地域における日本語教育

2 各主体との連携

3 地域社会との連携

4 日本語教育に関わる者の能力及び資質の向上等

5 日本語教育に関する情報の提供等

6 推進体制の整備

※ 6つの「施策の方向性」における「施策の取組内容」については、次ページ以降参照

● <施策の方向性>と【施策の取組内容】(見出しまとめ)

<施策の方向性>

1 日本語教育の機会の拡充等

(1) 外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 外国につながる児童、生徒等に対して、生活に必要な日本語、学習に必要な言語の習得支援及び学習支援の充実を図ります。
- ② 外国につながる幼児に対して、就学につながる取組を推進します。
- ③ 幼児、児童、生徒等の保護者に対して、日本語学習の必要性について周知・啓発に取り組みます。
- ④ 外国につながる児童、生徒等の多様なニーズに対応した相談・支援の場の充実に努めます。

(2) 外国人留学生等に対する日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 市内の日本語学校や大学等との連携に努めます。
- ② 外国人留学生等と地域が交流する取組を推進します。
- ③ 留学生等の就労に向けた施策の充実を図ります。

(3) 外国人労働者に対する日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 企業・経済団体との連携に向けた取組を推進します。
- ② 働くための日本語や生活に必要な日本語の習得を支援する取組を推進します。
- ③ 外国人労働者のキャリアアップを支援する取組を推進します。

(4) 難民等に対する日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 日本での生活を送るための基礎的な日本語が習得できるよう、日本語を学習する場の提供や情報提供を行います。
- ② 難民等を支援する団体等と連携を図り、支援ニーズに応じた施策の実施に努めます。

(5) 地域における日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 多様なニーズに対応するため、ICTの活用を含む様々な学習機会の拡充を図ります。
- ② 日本語学習やその意義に関する広報・啓発の充実に向けた取組や市内の日本語教室等の情報を一元化し、外国人市民が日本語教育の情報を得ることができる環境整備に向けた取組を推進します。
- ③ 日本語を学んできた外国人市民や様々な世代による地域参加を促進します。

2 各主体との連携

【施策の取組内容】

- ① 総合調整会議において各主体との分野横断的な連携・協力を図ります。
- ② 各分野における更なる連携・協力を図るため取組を推進します。

3 地域社会との連携

【施策の取組内容】

- ① 外国人市民が社会に参加して共生していくために、相互理解の促進を図ります。
- ② 地域社会における共通言語となる〈やさしい日本語〉の普及と活用を推進します。

4 日本語教育に関わる者の能力及び資質の向上等

【施策の取組内容】

- ① ボランティアの養成やブラッシュアップのための機会の提供とその充実に努めます。
- ② 地域日本語ボランティアとして関わる人、これから関わりたい人に向けた情報を提供するための取組を推進します。

5 日本語教育に関する情報の提供等

【施策の取組内容】

- ① 市内の日本語教育に関する情報を一元化して提供します。
- ② 多文化共生への理解を深める取組を推進します。

6 推進体制の整備

【施策の取組内容】

- ① 地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進します。
- ② 国の動向を注視し、日本語教育における最新の実態や課題、ニーズ等を把握するため、情報を収集するとともに情報提供・発信に努めます。
- ③ 国との連携を図るとともに、適切な役割分担を踏まえた地域日本語教育の取組を推進するため、必要な要望や働き掛けをしていきます。

Ⅱ 施策の方向性と取組内容

1 日本語教育の機会の拡充等

(1) 外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

【現状と課題】

本市においても外国人市民の人口が急速に増加する中、外国につながるのある幼児、児童、生徒の数も大きく増えており、加えて、国籍にかかわらず日本語の能力が十分でない子どもも年々増加しています。

学校教育においては、日本語指導が必要な児童生徒の増加への対応として、2017（平成29）年度より市独自の基準で国際教室を設置するほか、2020（令和2）年度から日本語指導初期支援員や日本語指導巡回非常勤講師を配置するなど、対象となる児童生徒が在籍する全ての学校での対応を可能とするよう、指導体制を強化しています。また、学校外においては、外国につながるのある児童生徒のための支援として「外国につながる子ども向け寺子屋事業」の実施や地域の団体・ボランティアによる日本語学習を含む学習支援の教室が設置されており、そうした取組は、学習を支援するだけでなく、日常会話の習得や子どもにとっての居場所にもなっています。

今後の課題としては、外国につながる幼児、児童、生徒等に対して、引き続き、就学の促進、学校における受入れ体制の整備、学校内・外における日本語指導や教科学習の支援を行うとともに、国際的な視点を持って地域社会で活躍できるよう、キャリア形成に向けた支援の充実などを学校、関係機関・団体、地域等の多様な主体が連携しながら進めていくことが求められます。

なお、施策の推進に当たり、母語・母文化の重要性を認識することや保護者の日本語教育に関する理解など家庭へのサポートについても留意が必要です。

【施策の取組内容】

- ① 外国につながる児童、生徒等に対して、生活に必要な日本語、学習に必要な言語の習得支援及び学習支援の充実を図ります。
 - 日本語指導初期支援員や日本語指導巡回非常勤講師の配置
 - 学校と日本語習得や学習支援を行う団体・ボランティアとの連携の推進
- ② 外国につながる幼児に対して、就学につながる取組を推進します。
 - 外国につながる子どもと保護者のための小学校入学前支援の実施
- ③ 幼児、児童、生徒等の保護者に対して、日本語学習の必要性について周知・啓発に取り組みます。
 - 様々な機会を活用し、日本語学習の必要性について周知・啓発
 - 地域での日本語教室や学習支援を行っている団体の周知などの情報提供
- ④ 外国につながる児童、生徒等の多様なニーズに対応した相談・支援の場の充実に努めます。
 - 日本語学習をはじめとする多様なニーズに対応した相談・支援の場の充実
 - 世代間交流の促進

(2) 外国人留学生等に対する日本語教育

【現状と課題】

留学生等については、外国人留学生修学奨励金の支給や支給を受けた留学生が参加する地域の国際化、国際交流のための活動を行っているほか、留学生等を対象とした就職活動セミナーや合同就職説明会を開催するなど国内での就労に向けた支援を行っています。

今後の課題としては、留学生等が安心して地域で生活や就労ができるよう、日本の社会や文化への理解を深めることで、国内及び地域社会への定着を図るとともに、社会参加を促進するための施策の充実が求められています。

【施策の取組内容】

- ① 市内の日本語学校や大学等との連携に努めます。
 - 日本語学校や大学等と連携した地域での日本語教育における取組の推進
- ② 外国人留学生等と地域が交流する取組を推進します。
 - 日本語スピーチコンテスト、留学生と交流する会、留学生ホームビジット等の実施
- ③ 留学生等の就労に向けた施策の充実を図ります。
 - 地域社会への定着を図るため留学生の就労を促進する取組の実施

(3) 外国人労働者に対する日本語教育

【現状と課題】

外国人労働者については、職場における円滑なコミュニケーションのための講座の開設や外国人介護人材を支援する取組等を行っています。

今後の課題としては、日本語を学習することへの動機付けも含めて、業務上必要となる専門的な日本語のほか、職場や地域において日本語で意思疎通ができるよう、生活に必要な日本語を身に付けるための支援の充実が必要です。加えて、外国人労働者が本来持っている豊かな能力を発揮することができるようキャリアアップのための支援についても取組が求められます。

日本語の習得は外国人労働者にとってだけでなく、雇用する企業等にとっても円滑なコミュニケーションによるより良い職場づくりや労災の減少に寄与するものです。外国人労働者及びその家族に対し、生活に必要な日本語学習に関する支援を企業等がその責務として率先的に取組を行うよう働き掛けるとともに、企業・経済団体との連携に努める必要があります。

【施策の取組内容】

- ① 企業・経済団体との連携に向けた取組を推進します。
 - 企業・経済団体と連携した日本語教育推進のための取組の実施
 - 企業からの日本語教育に関する相談に対応
 - 企業や外国人労働者のニーズに合った日本語教育のコーディネートの実施
 - 市内の日本語教室等の情報を提供
 - 外国人を雇用する企業等向けの〈やさしい日本語〉研修の実施

- ② 働くための日本語や生活に必要な日本語の習得を支援する取組を推進します。
 - 働くための日本語や日本におけるビジネスマナーについて習得する機会の提供
 - 生活に必要な日本語を学べる場についての情報提供
- ③ 外国人労働者のキャリアアップを支援する取組を推進します。
 - キャリアアップに必要な日本語教育の実施
 - 外国人労働者がキャリアアップするための研修等の一元的な情報提供

(4) 難民等に対する日本語教育

【現状と課題】

難民等については、中原市民館の識字学級が開設されるようになった背景・経緯の1つに、1984（昭和59）年頃から社会人学級国語科にカンボジア難民が参加するようになり、その要望に応えるかたちで活動を広げていったということがあります。

日本の難民認定は各国に比べて少ない現状にあります。人道配慮による在留特別許可を付与された人や仮滞在許可者、ウクライナ避難民等、難民条約における難民として認定されていない人たちにも支援が必要です。

今後の課題としては、難民等が日本での生活を送るための基礎的な日本語を習得できるよう、学習の機会が提供されることが求められています。国際情勢や国の動向を注視しながら、難民等を支援する団体等との連携を図り、様々な支援ニーズに応じた施策を行うことが必要です。

【施策の取組内容】

- ① 日本での生活を送るための基礎的な日本語が習得できるよう、日本語を学習する場の提供や情報提供を行います。
 - 市内の日本語教室等の紹介
 - 日本語学習における相談対応の実施
- ② 難民等を支援する団体等と連携を図り、支援ニーズに応じた施策の実施に努めます。
 - 難民等を支援する中で把握した課題や支援ニーズへの取組の実施

(5) 地域における日本語教育

【現状と課題】

本市における地域日本語教育は、これまで、ふれあい館、教育文化会館・市民館における識字・日本語学級や川崎市国際交流センターの日本語講座、また、市民グループなどによる地域の日本語教室等のボランティアにより実施されてきました。

今後の課題としては、こうした場において育まれてきた理念を継承しつつ、ICTの活用を含む学習機会の拡充、地域の日本語学習やその意義に関する広報・啓発の充実など、より多くの外国人市民の多様なニーズに対応する日本語学習の機会の提供に向けて、区ごとの特性に応じた日本語を学べる場の充実に向けた取組が必要です。

【施策の取組内容】

- ① 多様なニーズに対応するため、ICTの活用を含む様々な学習機会の拡充を図ります。
 - 外国人市民の多様な生活実態に合わせた学習の場や機会の提供
 - ICTを活用した学習機会の提供
 - 日本語を初めて学ぶ人（ゼロビギナー）に適した学習方法や学習形態の提供
 - キャリアアップのための日本語学習支援の実施
 - 日本語能力試験に対応した学習機会の提供に向けた検討
- ② 日本語学習やその意義に関する広報・啓発の充実に向けた取組や市内の日本語教室等の情報を一元化し、外国人市民が日本語教育の情報を得ることができる環境整備に向けた取組を推進します。
 - 地域日本語教育についてのポータルサイトの立ち上げ・運営
 - 地域日本語教育に関する情報の定期的な発信
- ③ 日本語を学んできた外国人市民や様々な世代による地域参加を促進します。
 - 地域社会に参画し、日本語を学んできた外国人市民による地域日本語教室へのボランティアとしての参加
 - 外国につながる若者世代の地域参加による担い手・理念の継承に向けた取組の推進
 - 参加促進に向けた地域日本語教育ポータルサイトを活用した情報提供・情報発信

2 各主体との連携

【現状と課題】

各主体との連携に関しては、これまで識字日本語学習活動において、「地域日本語教育推進連絡調整会議」がありましたが、日本語学校や企業等との連携の場はこれまでありませんでした。

今後の課題としては、外国人市民ニーズの多様化が進んでいく中で各主体との更なる連携・協力を図るとともに、他の社会的課題に取り組んでいる団体等との分野横断的な連携・協力についても模索し、地域における日本語教育の裾野を広げていくことが必要です。

【施策の取組内容】

- ① 総合調整会議において各主体との分野横断的な連携・協力を図ります。
 - 各主体同士の連携・協力に向けた取組の推進
 - 地域日本語教室、日本語学校や経済団体等との連携
 - 地域日本語教育に関わる各主体同士の情報共有
- ② 各分野における更なる連携・協力を図るため取組を推進します。
 - 日本語教育に関わるボランティアの連携・協力に向けた取組の推進
 - 各主体同士の連携・協力に向けたコーディネートの実施

3 地域社会との連携

【現状と課題】

地域社会との連携に関しては、外国人市民が日本語教育を通じて身に付けた日本語の能力を活かして、主体的に地域社会に関わることができるよう、スピーチコンテストの開催や外国人市民の母国の文化や日本の文化等を紹介することで、外国人市民と日本人市民が交流し相互理解を促進するイベント等を実施しているところです。

今後の課題としては、日本語能力を身に付けた外国人市民がそれぞれのキャリア形成や社会参加を進めるとともに、その能力を活かして地域で活躍できる場や機会を創出していくことが求められます。また、日本語能力を身に付けることは、人々とのつながりをつくるという意味でも重要で、共生社会の実現にとって不可欠なものです。その際、外国人市民が日本語能力を身に付けるだけでなく、日本人に対して〈やさしい日本語〉の普及、活用を進めていくことも重要です。

加えて、地域における市民を中心とした取組だけではなく、市職員においても、外国人市民が地域社会の一員であるという認識の下、外国人市民の存在を十分に認識しながら業務を行うとともに、多文化共生についての理解を深める必要があります。

【施策の取組内容】

- ① 外国人市民が社会に参加して共生していくために、相互理解の促進を図ります。
 - 外国人市民が地域社会と交流できる機会の提供
 - 外国人市民と日本人市民の相互理解を促す取組の実施
- ② 地域社会における共通言語となる〈やさしい日本語〉の普及と活用を推進します。
 - 地域の団体等（町内会等）に対して、〈やさしい日本語〉の周知
 - 市職員に対して多文化共生意識を啓発し、〈やさしい日本語〉についての研修を実施

4 日本語教育に関わる者の能力及び資質の向上等

【現状と課題】

本市における日本語教育は、ふれあい館、教育文化会館・市民館の識字・日本語学級や国際交流センターの日本語講座において、日本語教育に関わる者の養成研修、ブラッシュアップ研修などが行われています。一方、地域で活動している自主活動グループにおいては、スキルアップのための研修などは実施されていないのが現状です。

今後の課題としては、引き続き、多様化が進む外国人市民等の状況を把握した上で、新たな課題に対応できるよう各種研修を実施するとともに、自主活動グループに対してもスキルアップのための機会を提供し、常に変化する現状や課題、ニーズに目を向けつつ内容の充実を図ることが必要です。

【施策の取組内容】

- ① ボランティアの養成やブラッシュアップのための機会の提供とその充実に努めます。

- 市民館等におけるボランティア養成研修及びブラッシュアップ研修の実施
- 地域の自主活動グループに対する研修機会の提供
- ② 地域日本語ボランティアとして関わる人、これから関わりたい人に向けた情報を提供するための取組を推進します。
- 地域日本語教育ポータルサイトの設置・運営

5 日本語教育に関する情報の提供等

【現状と課題】

日本語教育に関する情報の提供については、各実施主体においてチラシの作成、ホームページによる広報などを実施し、外国人相談窓口において、日本語学習に関する相談があった場合は、地域や学習ニーズに応じて学習の場の情報を提供していますが、日本語学習に関する情報は一元化されていません。

今後の課題としては、日本語学習の継続的な学習につなげるため、本人の要望・ニーズに最大限配慮し、オンラインで学習を行うコンテンツやICT教材の案内も含め、よりきめ細やかな情報の提供、案内が必要です。また、日本語教育に関する情報提供に加えて、多文化共生への理解を広く一般市民に対して広報・啓発していくことも重要です。

【施策の取組内容】

- ① 市内の日本語教育に関する情報を一元化して提供します。
 - 地域日本語教育ポータルサイトの設置・運営
 - オンライン学習を行うコンテンツやICT教材についての情報提供
- ② 多文化共生への理解を深める取組を推進します。
 - 地域等での研修会や出前講座の実施

6 推進体制の整備

【現状と課題】

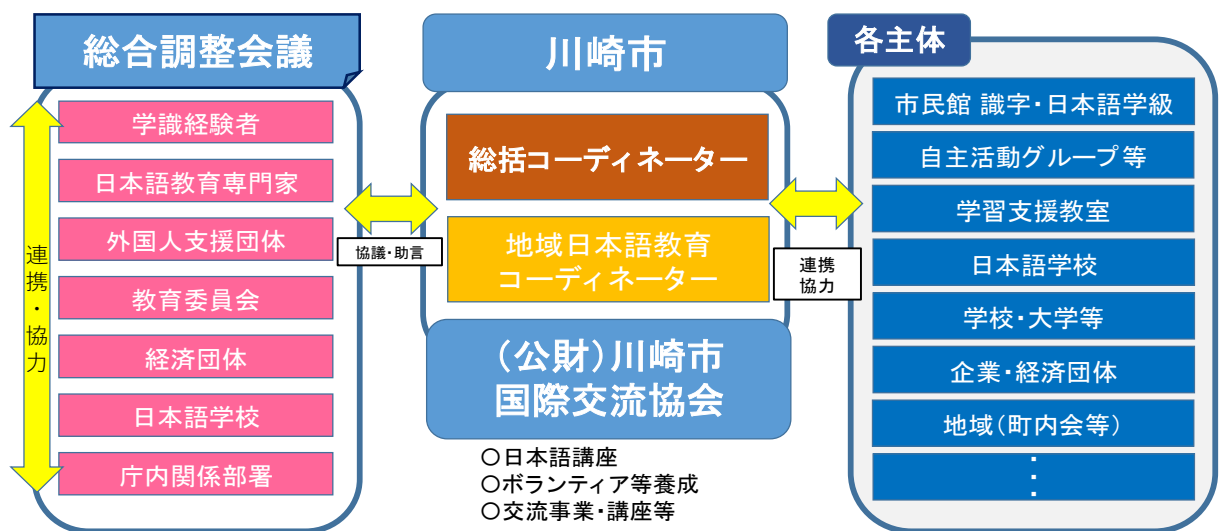
本市における日本語教育は、これまで児童生徒に対しては学校教育において、また地域における日本語学習に関しては主として市民館等において実施していますが、近年では日本語学習者の増加や学習目的の多様化、デジタル化が進展している中、これまで地域の日本語教育について各主体が連携・協力し、協議を行う場はありませんでした。

今後の課題としては、これまでの取組からこぼれ落ちてきた学習者や学習ニーズへのアプローチも含め、日本語教育における最新の実態や課題、ニーズ等を常に適切に把握し、本市の実状に応じた日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための体制の整備が必要です。加えて、「日本語教育の推進に関する法律」では、地域における日本語教育の取組は国との適切な役割分担を踏まえて実施することとされており、国との連携の強化を図るとともに、施策を推進する上で必要な要望や働き掛けをしていくことも求められます。

【施策の取組内容】

- ① 地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進します。
 - 総合調整会議の設置・運営
 - 総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターの配置
- ② 国の動向を注視し、日本語教育における最新の実態や課題、ニーズ等を把握するため、情報を収集するとともに情報提供・発信に努めます。
 - 地域日本語教育ポータルサイトを活用した情報提供・発信
 - 外国人市民の日本語教育についての課題やニーズの把握
- ③ 国との連携を図るとともに、適切な役割分担を踏まえた地域日本語教育の取組を推進するため、必要な要望や働き掛けをしていきます。
 - 地域日本語教育の取組を着実かつ持続的に実施するための必要な支援や在留資格の安定化など、国で取り組むべき事項について、必要な働き掛けの実施

(推進体制イメージ図)



川崎市が公益財団法人川崎市国際交流協会などと共同で、総合調整会議を設置・運営し、各主体との分野横断的な連携・協力を図りながら、「川崎市地域日本語教育推進方針」に関する調査審議や協議を行います。

また、総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターを配置し、市域内の各主体との連携・協力を図りながら、地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進していきます。

資料

1 施策の推進に関わる審議会等

(1) 川崎市多文化共生社会推進協議会

川崎市附属機関設置条例

平成27年3月23日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第6条 附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者（以下「会長」という。）1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(中略)

附 則 (令和4年3月24日条例第2号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条～第5条関係) 【抜粋】

市長の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市多文化共生社会推進協議会	国籍、民族又は文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人相互に認め合う多文化共生社会を実現するための施策の推進に関する指針その他当該施策の推進に必要な事項に関して調査審議すること。	5人以上	(1)学識経験者 (2)関係団体の役職員	2年

(2) 川崎市多文化共生社会推進協議会 地域日本語教育の基本的な方針に関する検討部会

川崎市多文化共生社会推進協議会地域日本語教育の基本的な方針に関する検討部会運営要領 (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市多文化共生社会推進協議会地域日本語教育の基本的な方針に関する検討部会（以下「部会」という。）の組織及び運営並びに調査審議の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 部会は、川崎市多文化共生社会推進指針（以下「指針」という。）が目指す多文化共生社会の実現に向けて、本市における地域日本語教育の推進に関する基本的な方針の策定に向けた調査・審議を行う。

(所掌事務)

第3条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市における地域日本語教育の推進に関する基本的な方針の策定に関すること
- (2) その他、部会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 部会は、委員5人以内で組織する。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、川崎市多文化共生社会推進協議会（以下「協議会」という。）において会長が会議に諮って指名する。
- 3 委員の任期は、協議会の任期と同じとする。
- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第5条 部会は、部会長が招集し、部会長がその会議の議長となる。

- 2 部会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会の議事は、直後に開催する協議会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第6条 部会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

- 2 市の関係部署等の関係機関は、オブザーバーとして会議に出席し、意見を述べ、又は資料を提出することができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、市民文化局市民生活部多文化共生推進課において処理する。

附 則

この要領は、令和4年11月24日から施行する。

地域日本語教育の基本的な方針に関する検討部会 委員名簿（五十音順・敬称略）

氏 名	現 職 ・ 主 な 活 動
神吉 宇一 (かみよし ういち)	武蔵野大学グローバル学部日本語コミュニケーション学科 教授
【部会長】 北沢 仁美 (きたざわ ひとみ)	公益財団法人川崎市国際交流協会 常務理事・事務局長
丹野 清人 (たんの きよと)	東京都立大学人文社会学部人間社会学科 教授
原 千代子 (はら ちよこ)	社会福祉法人青丘社 理事・事務局長
吉田 聖子 (よしだ せいこ)	公益財団法人川崎市国際交流協会 評議員 人材育成コーディネータ

会議開催経過

回数	開催日	主な審議事項
1	2022（令和4）年 11月24日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市多文化共生社会推進協議会地域日本語教育の基本的な方針に関する検討部会運営要領（案）について ・部会長、副部会長の選出について ・今後の審議計画、スケジュールについて ・川崎市における地域日本語教育の基本的な方針の策定について ・川崎市における地域日本語教育の基本的な方針の策定に向けた実態調査の実施について
2	2023（令和5）年 3月16日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市における地域日本語教育の基本的な方針について ・川崎市における地域日本語教育の基本的な方針の策定に向けた実態調査の実施について ・今後の審議計画、スケジュールについて ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」（文化庁補助金）の申請状況について
3	2023（令和5）年 6月1日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市における地域日本語教育の基本的な方針の第1案について ・川崎市における地域日本語教育の基本的な方針の策定に向けた実態調査の実施について ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」（文化庁補助金）について ・地域日本語教育の総合的な推進体制について ・今後の審議計画、スケジュールについて
4	2023（令和5）年 8月2日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市における地域日本語教育の基本的な方針の策定に向けた実態調査について ・川崎市地域日本語教育推進方針（素案）について ・今後の審議計画、スケジュールについて
5	2023（令和5）年 10月12日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市における地域日本語教育の基本的な方針の策定に向けた実態調査結果について ・川崎市地域日本語教育推進方針（案）について ・今後の審議計画、スケジュールについて
6	2024（令和6）年 1月 日（ ）	
7	2024（令和6）年 3月 日（ ）	

(3) 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議

川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における人権及び男女共同参画関連施策の総合的な推進を図るため、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 人権及び男女共同参画関連施策の総合的な企画に関すること。
- (2) 人権及び男女共同参画関連施策の重要事項に関すること。
- (3) 人権及び男女共同参画関連施策の研究・協議に関すること。
- (4) その他連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、市民文化局長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事会等)

第6条 連絡会議に、人権及び男女共同参画関連施策の実務的事項を研究・協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、市民文化局人権・男女共同参画室長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会は、円滑な運営を図るために、部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、市民文化局人権・男女共同参画室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(中略)

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

上下水道事業管理者 総務企画局長 財政局長 経済労働局長 環境局長 健康福祉局長 こども未来局長 まちづくり局長 建設緑政局長 港湾局長 臨海部国際戦略本部長 危機管理監 会計管理者 川崎区長 幸区長	中原区長 高津区長 宮前区長 多摩区長 麻生区長 交通局長 病院局長 消防局長 市民オンブズマン事務局長 教育次長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 人事委員会事務局長 議会局長
--	--

別表第2

総務企画局シティプロモーション推進室担当課長 総務企画局都市政策部企画調整課長 総務企画局総務部庶務課長 総務企画局人事部人事課長 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長 財政局財政部庶務課長 市民文化局パラムーブメント推進担当課長 市民文化局市民生活部庶務課長 市民文化局市民生活部多文化共生推進課長 市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課長 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長 市民文化局人権・男女共同参画室担当課長 経済労働局産業政策部庶務課長 経済労働局産業政策部消費者行政センター室長 経済労働局労働雇用部担当課長 環境局総務部庶務課長 健康福祉局総務部庶務課長 健康福祉局総務部企画課長 健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長 健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長 健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長 健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当課長 こども未来局総務部庶務課長 こども未来局青少年支援室担当課長 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長 まちづくり局総務部庶務課長 まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課長	建設緑政局総務部庶務課長 港湾局港湾振興部庶務課長 臨海部国際戦略本部事業推進部担当課長 危機管理本部危機管理部担当課長 会計室審査課長 川崎区役所まちづくり推進部総務課長 幸区役所まちづくり推進部総務課 中原区役所まちづくり推進部総務課長 高津区役所まちづくり推進部総務課長 宮前区役所まちづくり推進部総務課長 多摩区役所まちづくり推進部総務課長 麻生区役所まちづくり推進部総務課長 上下水道局総務部庶務課長 交通局企画管理部庶務課長 病院局総務部庶務課長 消防局総務部庶務課長 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当課長 教育委員会事務局総務部庶務課長 教育委員会事務局教育政策室担当課長 教育委員会事務局職員部教職員人事課長 教育委員会事務局学校教育部指導課長 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長 教育委員会事務局総合教育センターカリキュラムセンター室長 選挙管理委員会事務局選挙部選挙課長 監査事務局行政監査課長 人事委員会事務局調査課長 議会局総務部庶務課長
--	--

2 実態調査

(1) 実態調査の概要

本市における地域日本語教育に関わる現状や課題を明らかにするため、2023（令和5）年6月から実態調査を行った。調査の概要は次のとおり。

ア 調査目的

本市における地域日本語教育の基本的な方針の策定に向け、市内における日本語教育（日本語学習支援）をめぐる実態と主要関係分野の意向を把握する。

イ 調査方法

本市の日本語学習支援の状況及び調査について知見を有する調査コーディネーターを1名配置するとともに、調査コーディネーターとの連携の下、他都市における同等の調査実績を有する事業者に委託して次の方法で調査を実施した。

(ア) アンケート調査

郵送及び電子メールによる調査票の送付・回答

(イ) ヒアリング調査

原則として調査コーディネーター及び市職員による面接者2名による

ウ 調査対象

(ア) 教育文化会館・市民館 識字・日本語学級

(イ) ふれあい館 識字・日本語学級

(ウ) 国際交流センター 日本語講座

(エ) 地域の日本語教室

(オ) 日本語学習を含む学習支援の教室

(カ) 多文化フリースクール

(キ) 中学校夜間学級

(ク) 市内高等学校

(ケ) 日本語学校

(コ) 大学

(サ) 外国人雇用企業

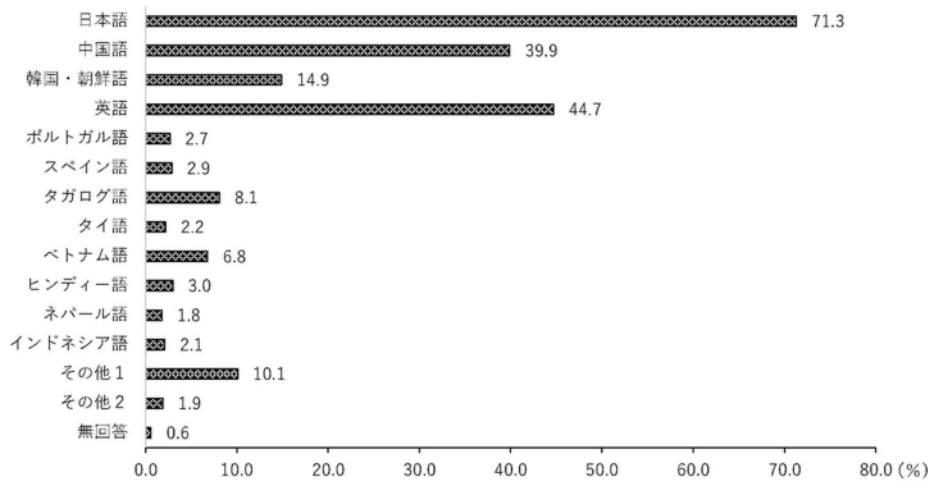
(シ) 技能実習監理団体

(ス) ハローワーク

3 川崎市外国人市民意識実態調査結果（抜粋） 2020（令和2）年3月

（1）自由に話せる言語

回答者の自由に話せる言語を複数回答でたずねたところ、「日本語」が71.3%で最も多く、全体の7割以上だった。次いで「英語」が44.7%、「中国語」が39.9%と続いた。

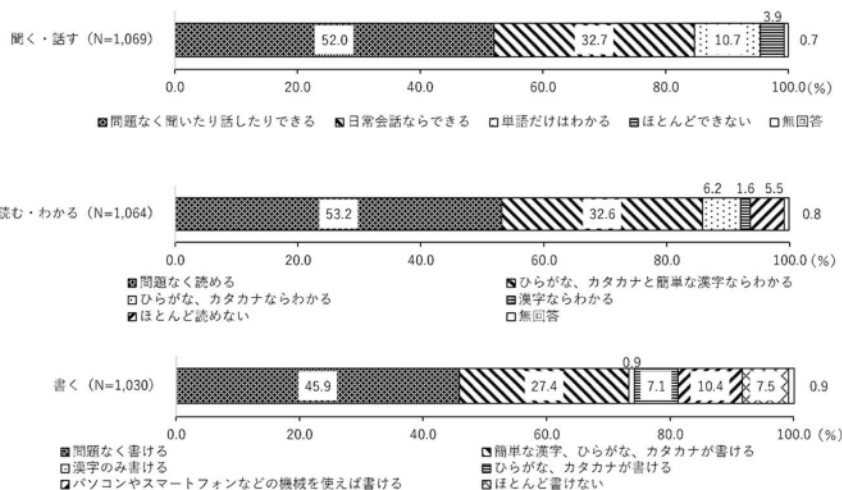


（2）日本語能力

回答者が自己申告した日本語能力では、「聞く・話す」については、「問題なく聞いたり話したりできる」が52.0%で、「日常会話ならできる」の32.7%を約20ポイント上回っている。両方を合わせると84.7%となり、全体の8割以上が聞いたり話したりできている。

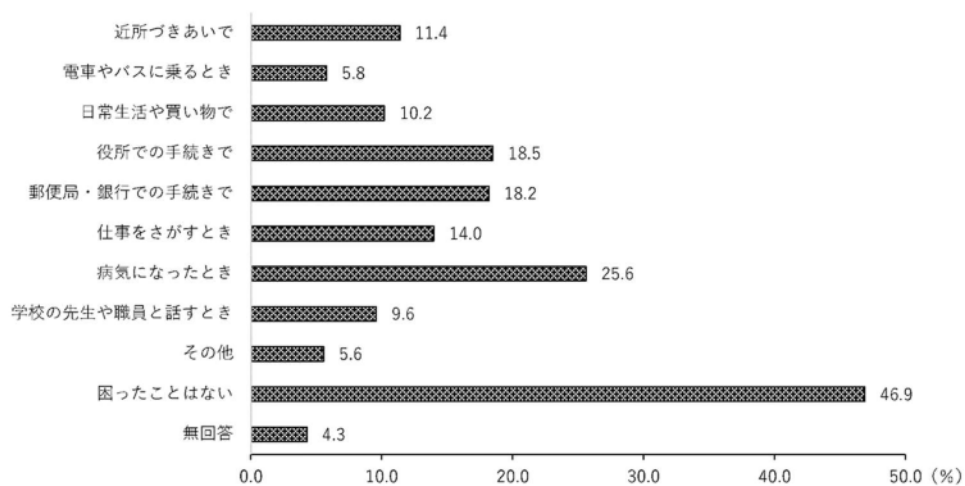
「読む・わかる」については、「問題なく読める」が53.2%で、「ひらがな、カタカナ、と簡単な漢字ならわかる」の32.6%を約20ポイント上回っている。両方を合わせると85.8%となり、「聞く・話す」と同様に全体の8割以上が読めるとなっている。

「書く」については、「問題なく書ける」が45.9%、「簡単な漢字、ひらがな、カタカナが書ける」が27.4%で、両方を合わせると73.3%と全体の約7割となっている。「聞く・話す」「読む・わかる」と比べて、占めている数値が最も低いことから、「書く」は「聞く・話す」「読む・わかる」よりも外国人住民にとって難度が高いということが読み取れる。さらに、「パソコンやスマートフォンなどの機械を使えば書ける」が10.4%も占めており、ここでも「書く」ことがとても困難であることがわかる。



(3) 日本語が不自由なために困った経験

最近1年間での、日本語が不自由なために困った経験をたずねた。「困ったことはない」が46.9%と最も多かったが、困った経験の中で最も多かったのは「病気になったとき」(25.6%)、次いで「役所での手続きで」(18.5%)、「郵便局・銀行での手続きで」(18.2%)、「仕事をさがすとき」(14.0%)などとなっている。



4 地域日本語教育の推進に関わる国の法律等

(1) 日本語教育の推進に関する法律

日本語教育の推進に関する法律

令和元年六月二十八日号外法律第四十八号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう。

2 この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。

4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。

6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。

7 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第六条 外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体を実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習（日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。）の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

(連携の強化)

第七条 国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）を含む。以下同じ。）、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

2 国は、海外における日本語教育が持続的かつ適切に行われるよう、独立行政法人国際交流基金、日本語教育を行う機関、諸外国の行政機関及び教育機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(資料の作成及び公表)

第九条 政府は、日本語教育の状況及び政府が日本語教育の推進に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項
- 二 日本語教育の推進の内容に関する事項
- 三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(地方公共団体の基本的な方針)

第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

第一節 国内における日本語教育の機会の拡充

(外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育)

第十二条 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等(教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。)の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(外国人留学生等に対する日本語教育)

第十三条 国は、大学及び大学院に在学する外国人留学生等(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の四の表の留学の在留資格をもって在留する者及び日本の国籍を有する者であって我が国に留学しているものをいう。次項において同じ。)であって日本語を理解し、使用する能力(以下「日本語能力」という。)を必要とする職業に就くこと、我が国において教育研究を行うこと等を希望するものに対して就業、教育研究等に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人留学生等(大学及び大学院に在学する者を除く。)であって日本語能力を必要とする職業に就くこと又は我が国において進学することを希望するものに対して就業又は進学に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(外国人等である被用者等に対する日本語教育)

第十四条 国は、事業主がその雇用する外国人等(次項に規定する技能実習生を除く。)に対して、日本語学習の機会を提供するとともに、研修等により専門分野に関する日本語教育の充実を図ることができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 国は、事業主等が技能実習生(出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもって在留する者をいう。)に対して日本語能力の更なる向上の機会を提供することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする。

3 国は、定住者等(出入国管理及び難民認定法別表第二の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者をいう。)が就労に必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(難民に対する日本語教育)

第十五条 国は、出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第一項に規定する難民の認定を受けている外国人及びその家族並びに外国において一時的に庇(ひ)護されていた外国人であって政府の方針により国際的動向を踏まえ我が国に受け入れたものが国内における定住のために必要とされる基礎的な日本語を習得することができるよう、学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における日本語教育)

第十六条 国は、地域における日本語教育の機会の拡充を図るため、日本語教室(専ら住民である外国人等に対して日本語教育を実施する事業をいう。以下この条において同じ。)の開始及び運

営の支援、日本語教室における日本語教育に従事する者の養成及び使用される教材の開発等の支援、日本語教室を利用することが困難な者の日本語学習に係る環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十七条 国は、国内における日本語教育が外国人等の日本語能力を向上させるとともに、共生社会の実現に資することを踏まえ、外国人等に対する日本語教育についての国民の理解と関心を深めるよう、日本語教育に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 海外における日本語教育の機会の拡充

(海外における外国人等に対する日本語教育)

第十八条 国は、海外における日本語教育が外国人等の我が国に対する理解と関心の増進、我が国の企業への就職の円滑化等に寄与するものであることに鑑み、各国における日本語教育の状況に応じて、持続的かつ適切に日本語教育が行われるよう、現地における日本語教育に関する体制及び基盤の整備の支援、海外における日本語教育に従事する者の養成並びに使用される教材（インターネットを通じて提供することができるものを含む。）の開発及び提供並びにその支援、海外において日本語教育を行う教育機関の活動及び日本語を学習する者の支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、外国人等であって我が国への留学を希望するものが我が国の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育)

第十九条 国は、海外に在留する邦人の子、海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育の充実を図るため、これらの者に対する日本語教育を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三節 日本語教育の水準の維持向上等

(日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上)

第二十条 国は、日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上を図るため、日本語教育を行う機関によるその日本語教育に従事する者に対する研修の機会の確保の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等)

第二十一条 国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善が図られるよう、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、国内における日本語教師（日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者をいう。以下この条において同じ。）の資格に関する仕組みの整備、日本語教師の養成に必要な高度かつ専門的な知識及び技能を有する者の養成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、海外における日本語教育の水準の維持向上を図るため、外国人である日本語教師の海外における養成を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(教育課程の編成に係る指針の策定等)

第二十二条 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発及び普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語能力の評価)

第二十三条 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力を適切に評価することができるよう、日本語能力の評価方法の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四節 日本語教育に関する調査研究等

(日本語教育に関する調査研究等)

第二十四条 国は、日本語教育の推進に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、日本語教育の実態（海外におけるものを含む。）、効果的な日本語教育の方法、試験その他の日本語能力の適切な評価方法等について、調査研究、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育に関する情報の提供等)

第二十五条 国は、外国人等が日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、外国人等のために日本語教育に関する情報を集約し、当該集約した情報についてインターネットを通じて閲覧することを可能とするための措置、相談体制の整備に関する助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第五節 地方公共団体の施策

第二十六条 地方公共団体は、この章（第二節を除く。）に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

第四章 日本語教育推進会議等

(日本語教育推進会議)

第二十七条 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関（次項において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。

２ 関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

(地方公共団体に置く日本語教育の推進に関する審議会等)

第二十八条 地方公共団体に、第十一条に規定する基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 国は、次に掲げる事項その他日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（以下この条において「日本語教育機関」という。）に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上のための評価制度等の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

(2) 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

令和2年6月23日 閣議決定

はじめに

近年、我が国の在留外国人数は増加している。「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)が改正された平成2年末の約108万人(総人口の約0.87%)と比べて、令和元年末現在で約293万人(総人口の約2.33%)に増加し、日本で就労する外国人は、令和元年10月末現在で166万人となり、それぞれ過去最多を記録している。

この間、国内の日本語学習者の増加と多様化が進み、日本語学習者数は平成2年11月の約6万人から、平成30年11月現在で約26万人に増加している。また、世界の142か国・地域において日本語教育が実施されていること(過去最多)、日本語学習者数は約385万人に上ることが平成30年度の調査(速報値)で確認され、海外における日本語教育の需要についても引き続き高い水準を維持している。

政府としては、関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日決定、令和元年12月20日改訂)、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」(令和元年6月18日)を取りまとめ、在留資格を有する全ての外国人を社会の一員として受け入れ、外国人との共生社会を実現するために必要な施策を着実に進めている。

平成31年4月から、新たな外国人材の受入れ制度(在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」)が開始され、今後も在留外国人の増加が見込まれる中で、外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から孤立しないようにするためには、日本語を習得できるようにすることが極めて重要である。我が国に在留する全ての外国人が日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できる環境を整備するため、学習目標を明確化するとともに、日本語教育の更なる充実が求められている。

令和元年6月28日には、日本語教育を推進することを目的として、「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号。以下「日本語教育推進法」という。)が公布、施行された。同法において、国は、法の基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有すること等が定められた。本方針(以下「基本方針」という。)は、同法第10条の規定に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

日本語教育の推進は、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備に資するとともに、我が国に対する各国・地域の理解と関心を深める上で重要である。

また、日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進することは、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、各国・地域との交流の促進、友好関係の維持・発展に寄与する。

日本語教育の推進に当たっては、次の（１）から（７）の基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、実施していく必要がある。

- （１）日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。
- （２）日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。
- （３）日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。
- （４）日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。
- （５）日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与するよう行われなければならない。
- （６）日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。
- （７）日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（満６歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満１５歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

２ 国及び地方公共団体の責務

国は、日本語教育推進法に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有するとともに、必要な法制上の措置、財政上の措置その他の措置を講じなければならない。なお、日本語教育の状況及び政府が講じた施策に関して資料を作成し、ウェブサイトへの掲載等の適切な方法により公表する。

地方公共団体は、日本語教育推進法に基づき、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じて日本語教育の推進に関する施策を策定、実施する責務を有する。

３ 事業主の責務

事業主は、日本語教育推進法に基づき、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対し、職務又は生活に必要な日本語を習得するための学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めることが求められる。

４ 関係省庁・関係機関間の連携強化

国内外における日本語教育が適切に行われるためには、関係省庁や関係機関が連携し、日本語教育の推進に関する取組を進めていくことが重要である。

国内においては、国及び地方公共団体は、関係省庁相互間やその他関係機関、日本語教育を行う機関、事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携強化や必要な体制の整備に努める。

また、海外においては、日本語教育が各国・地域の状況に応じて適切に行われることに加え

て、持続的に行われることが必要である。このため、国は、独立行政法人国際交流基金（以下「J F」という。）、独立行政法人国際協力機構（以下「J I C A」という。）、日本語教育を行う機関、各国・地域の行政機関及び教育機関、日本語教師会、日本企業、日本人及び日系人コミュニティ、帰国留学生会等との連携強化や必要な体制の整備に努める。

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

我が国に在留する外国人が増加する中、学校に在籍する外国人の子供の数も年々増加している。また、国際結婚家庭を中心に、日本国籍ではあるが日本語能力が十分でない子供も増加しており、複数の言語環境にあつて日本語指導が必要な児童生徒は合わせて5万人を超える状況（「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」平成30年5月調査 文部科学省）となっている。

さらに、出身国の多様化を背景として、これらの児童生徒の母語についても多言語化が進んでいるほか、特定の地域への集住化の傾向が見られるなど、外国人児童生徒等をめぐる状況については従前にも増して複雑な様相を呈している。

加えて、令和元年度に初めて実施された調査（「外国人の子供の就学状況等調査」令和元年5月調査 文部科学省）結果では、約2万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという実態が明らかとなった。

子供たちが生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓ひらくことができるようにするためには、適切な教育の機会が確保されることが不可欠であり、外国人等の子供の就学促進、学校への受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策を講ずる。その際、母語・母文化の重要性や、保護者への教育に関する理解促進についても留意する。また、こうした施策を通じて、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、国際的な視点を持って社会で活躍する人材を育成するとともに、活力ある共生社会の実現に資する。

【具体的施策例】

- 外国人児童生徒等の公立学校における受入れ・支援体制を充実させるため、日本語指導に必要な教員定数の義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和36年法律第116号））の規定に基づいた着実な改善を進めるとともに、日本語指導補助者や母語支援員の養成、活用など地方公共団体における指導体制の構築を支援する。また、初期集中支援等の取組や多言語翻訳システム等のICTを活用した支援、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施や母語・母文化に配慮した取組、地域の関係機関との連携等を推進する。
- 系統的な日本語指導を実践するための体制を整備するとともに、外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上を図るため、養成段階における取組を推進するほか、地方公共団体等が実施する研修の充実や、研修指導者の養成等の支援を行う。特に、幼児教育段階においては、幼児期の発達の特性に留意した指導の充実が図られるよう取組を推進する。
- 中学校、高等学校において、将来を見通した進路指導が提供されるよう、外国人生徒等への

キャリア教育等の包括的な支援を進める。また、全ての都道府県において、公立高等学校入学者選抜における帰国・外国人生徒等の特別定員枠の設定等、特別な配慮が図られるよう促す。

- ・ 障害のある外国人の子供が適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の担当教師が、外国人の子供に係る支援について学ぶことのできるよう必要な措置を講ずる。
- ・ 全ての外国人の子供の就学機会が確保されることを目指し、住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等の行政機関内及びNPOや外国人学校といった地域の関係機関との連携を図りつつ、地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進する。また、就学機会の確保のために、地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定する。
- ・ 学校における、日本人を含む全ての児童生徒等が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくりの取組を促進する。
- ・ 夜間中学（義務教育を修了していない学齢経過者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する学校であり、令和2年4月現在、全国10都府県28市区に34校の公立の夜間中学が設置されている。）は、生徒の約8割を外国籍の者が占めており、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。このため、教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号））や第3期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。
- ・ 幼児、児童、生徒等を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、幼児、児童、生徒及び保護者等を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

イ 外国人留学生等に対する日本語教育

在留資格「留学」により、我が国に在住する外国人留学生（以下「留学生」という。）は約34.6万人（令和元年末）（法務省 令和2年3月27日公表）となっており、増加傾向にある。留学生は、留学を通して高度な知識・技能を身に付けた専門性を有する人材であり、日本の社会や文化への理解も深まっていることから、留学を終えた後の日本国内への定着・活躍が期待される。

留学生のうち、日本国内での就職や研究を希望する者がその希望を叶えて活躍することができるよう、職場等において円滑に意思疎通を図り、日常生活を送るために必要な日本語能力のほか、業務に必要な日本語能力の習得等、留学生に対する支援の充実のために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを文部科学省が認定し、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。

- ・ 専修学校が日本語教育機関及び産業界等との連携によって留学生への日本語教育や卒業後の国内定着の支援等を行う，留学生受入れモデルの構築を推進・支援する。
- ・ 企業から採用内定を得た外国人留学生等に対して，職場において円滑に定着するために必要なコミュニケーション能力の向上や日本の雇用慣行，労働関係法令，企業文化等コミュニケーションを行う上で前提となる知識の習得を目的とした研修を実施する。
- ・ 留学生を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため，都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また，留学生を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

ウ 外国人等である被用者等に対する日本語教育

我が国の外国人労働者数は約 166 万人（令和元年）となり，身分に基づき在留する者や就労目的で在留が認められる者，資格外活動等，その内容は様々である。平成 2 年の入管法の改正以降，就労目的で来日する日系人の増加及び平成 22 年の在留資格「技能実習」の創設等により，我が国に在留する外国人労働者は増加を続けている。また，看護・介護分野においては，二国間の経済連携協定に基づく特例的な受入れ制度により看護師・介護福祉士候補者が国内の受入施設において就労・研修活動を行っている。

日本で働くに当たっては，業務上必要となる専門的な日本語のほか，職場において日本語で意思疎通を図ることができるよう，生活に必要な日本語を身に付けることが必要である。また，職場等における効果的なコミュニケーションのため受入れ側の環境整備を図ることが重要である。このため，職務に関連した日本語及び専門分野に関する日本語や生活に必要な日本語を学習する機会の提供等の措置を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 日本人社員の上司や同僚が外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法について調査を行うとともに，企業における効果的なコンテンツや学び方の活用を検討する。
- ・ 経済連携協定に基づく日本国内での日本語研修により，日常生活や病院・介護施設における就労・研修活動に円滑に従事できるよう専門分野に関する日本語学習機会を提供する。
- ・ 事業主等がその雇用する外国人等に対して職務に関連した専門的な知識・技能を習得するための職業訓練として専門的な日本語の習得を実施する場合の支援を行う。
- ・ 看護・介護分野において，外国人が当該専門分野に関する日本語能力の向上を図る場合の受入施設に対する支援や外国人に対する研修等の実施，外国人等が介護の日本語学習を自律的に行うための教材開発・運用等の支援を行う。
- ・ 事業主が技能実習生に対し，日本語能力の更なる向上の機会を提供することができるよう，教材開発等の支援を行う。
- ・ 定住者等身分に基づく在留資格の外国人が，安定的な就職及び職場定着を図れるよう，コミュニケーション能力の向上や日本の雇用慣行，労働関係法令，企業文化等コミュニケーションを行う上で前提となる知識の習得を目的とした研修を実施する。
- ・ 就労者及びその家族を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため，都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また，就労者及びその家族を含む

外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

エ 難民に対する日本語教育

我が国に受け入れた難民に対する日本語教育については、定住支援の一環として、条約難民（条約難民とは、「難民の地位に関する条約」（昭和56年条約第21号）に定義された難民の要件（※）に該当し、入管法によって認定された者をいう。（※）人種、宗教、国籍若しくは特定の社会集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者。）及び第三国定住難民に対する支援を行っている。

特に第三国定住難民については、平成22年度からアジアで初めて第三国定住による難民の受入れ（第三国定住とは、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国へ移動させることをいい、これによる受入れを第三国定住による難民の受入れという。）を開始し、令和2年度からは受入れの対象、人数等が拡大されることとなった。（「第三国定住による難民の受入れの実施について」平成26年1月24日閣議了解、令和元年6月28日一部変更）

国は、引き続き、条約難民及び第三国定住難民に対し、定住支援施設における日本語教育や定住支援施設退所後の日本語学習に関する相談対応等の必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 条約難民及び第三国定住難民に対し、日本への定住に必要とされる基礎日本語能力の習得のための日本語教育プログラム及び教材の提供、日本語学習に関する相談対応等の支援を実施する。特に、第三国定住難民については、令和2年度からの受入れ人数の拡大という政府方針を踏まえ、日本語教育プログラム等の学習環境の一層の整備を進める。
- ・ 難民を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、難民を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びICTを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

オ 地域における日本語教育

地域における日本語教育は、身分又は地位に基づいて在留する外国人等（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、家族滞在。令和元年末現在、約139万人）をはじめ、我が国に在留する全ての外国人を対象とするものである。地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要があるが、在留資格や背景の多様化が進み、日本語の学習を希望する外国人等が必要とする日本語教育は一様ではない。外国人等の日本語学習の意欲にも差があると言われている。また、外国人等の集住地域と散在地域があることや、日本語教育を行う機関や日本語教育人材の地域による偏りなど、日本語教育の状況は地域による差が大きくなっている。

さらに、日本語教師、地域日本語教育コーディネーター、行政・地域国際化協会・NPO等の職員、ボランティア等の多様な者が、学習支援、教室運営等の様々な役割に応じて地域にお

ける日本語教育を担っていることから、都道府県及び市町村、企業、学校等の関係機関の連携・協力の推進を図る必要がある。

そのため、各地域において、地域の実情に応じた日本語教育を実施するとともに、日本語を学習する機会を提供すること、一定水準の学習内容を示すこと、日本語を教える人材の質の担保・量の確保を図ること、学習目標の明確化等を通じて外国人等の日本語学習への動機付けを図ることが肝要である。これらを踏まえ、外国人等が自立した言語使用者として日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できるようになることを目指し、地域における日本語教育環境の強化のために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 都道府県及び指定都市が行う、総合調整会議や総括コーディネーターの設置、日本語教室の実施、行政職員や地域住民に対するやさしい日本語の研修等の地域日本語教育の総合的な体制づくりを支援するとともに、ノウハウの提供、地方公共団体の日本語教育担当者との情報交換による日本語教育の状況把握及び地方公共団体間の情報交換の機会の提供等に取り組み、全国において地域日本語教育を推進する。
- ・ 日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人等に日本語を学習する機会を提供するため、一定数の外国人等が在住しているが、日本語教室が開催されていない市区町村（以下「日本語教室空白地域」という。）に対して日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進する。また、日本語教室空白地域を対象に日本語教室開催に係る先進事例等を紹介する協議会を開催し、日本語教室の開設・運営についての協議の場を提供する。さらに、日本語教室空白地域等に在住し、日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人等のために、生活場面に応じて日本語を自習できる日本語学習教材（ICT教材）の開発を進め、提供を行う。
- ・ NPOや公益法人、大学等が取り組む、地域の実情や外国人等の状況に応じた日本語教育や日本語教育人材の育成のための先進的な取組を支援する。
- ・ 行政や地域の関係機関（地方出入国在留管理局、経済団体、大学、日本語学校、NPO等）との連携や日本語教室の企画・運営の中核を担い、日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる地域日本語教育コーディネーターを育成するための研修を実施する。
- ・ 地域日本語教育の優良事例等の情報共有や国の政策動向等の周知を図るため、地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修を実施する。

（２）海外における日本語教育の充実

ア 海外における外国人等に対する日本語教育

海外において外国人等に対して日本語教育を行うことは、我が国への理解と関心を増進し、我が国と各国・地域との間の交流の担い手を育成するという、外交上の観点からも重要である。また、外国人等の日本企業への就職や我が国の大学等への留学、我が国における生活等の円滑化にも寄与するものである。主要国がそれぞれ自国言語の国際的な普及に努めている中で、我が国が海外における日本語教育の推進における取組を怠れば、外交面、経済面その他の不利益を被るおそれがある。日本文化への関心、我が国における就労や留学等、海外における日本語の学習目的が多様化する中で、各国・地域の状況に応じて日本語教育が持続的

かつ適切に行われ、より多くの者に日本語教育の機会が提供できるよう、関係省庁が適切に連携し、また、国内外の関係機関や団体との連携・協力を努めつつ、現地の日本語教育体制及び教育基盤の整備のために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ J Fを通じ、各国・地域に日本語教育の専門家を派遣し、現地の行政機関や日本語教師育成機関、日本語教育を行う機関等と連携し、海外において日本語教育を行う上で重要な役割を担う現地の日本語教師の養成やその日本語教授能力の向上、日本語教師の養成を担える人材の養成を目的とする研修及び助言等を行うとともに、現地の日本語教師が我が国において実施される研修に参加する機会を提供する。
- ・ J Fを通じ、各国・地域の初等・中等・高等教育機関や日本語教育を行う機関で学習する者、就学や就労等を目的として日本に居住予定の者、居住地の近隣に日本語教育を行う機関が存在しない者等、学習者ごとの形態に合わせて利用できる教材（インターネット上の教材を含む。）を開発・提供すると同時に、学習者のニーズに応じた多様な教材を提供するという観点から、日本語教育を行う機関等が独自に教材を開発しようとする場合には支援を行う。
- ・ J Fを通じ、外国人等が日本語を学習する場を安定的に提供する観点及び日本語教育の質の向上を図る観点から、各国・地域の日本語教師会や学会、初等・中等・高等教育機関や就労のため来日する外国人を対象に日本語教育を行う機関の活動に対して、日本語教育を継続するために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連の催しの開催等に必要な経費の一部を助成するほか、J Fが派遣する日本語教育の専門家等の媒介により機関間・日本語教師間のネットワークを強化し、教授法や教材等の情報共有及び相互協力を促す。
- ・ J Fを通じ、外国人等が継続して日本語の学習を続けるための意欲の維持及び向上が図られるよう、学習奨励事業として、各国・地域の日本語教育を行う機関が実施する日本語弁論大会等の催しの開催への協力や学習者が我が国において実施される研修に参加する機会を提供するなどの支援を行う。また、各国・地域における日本語教育の開始や継続実施を促すため、これらの学習奨励事業も活用しつつ、J F及び必要に応じ在外公館を通じ、外国語教育の政策決定者・教育関係者に対して日本語教育実施について不断の働きかけを行う。
- ・ 将来にわたって親日派・知日派が育成されるよう、J Fを通じ、職務上日本語の学習を必要とする各国の外交官、公務員、研究者等が我が国において実施される研修に参加する機会を提供する。
- ・ J F等を通じ、経済連携協定に基づき受け入れる看護師・介護福祉士候補者に訪日前から日本語研修を行うことで、生活に必要な日本語を身に付けるだけでなく、病院・介護施設等の受入施設における就労・研修活動に円滑に従事できるよう専門分野に関する基礎的な日本語学習機会を提供する。
- ・ 外国人等が日本語を学習する大きな動機の一つに我が国の文化に対する関心が挙げられることから、現時点で日本語教育が行われていない国・地域も含め、海外における日本語学習への関心の喚起を目的として、J Fを通じ、我が国の文化の魅力を伝える文化発信・文化交流のための取組を併せて推進する。
- ・ 我が国への留学を希望する者が我が国の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができるよう、大学等の海外拠点や在外の関係機関と連携し、現地の日本語教育体制及び基盤整備の支援を行う。

- ・ 海外における日本語教育については、民間企業や日本語教育を行う機関など民間の団体が果たす役割も大きいいため、官民を挙げて海外における日本語教育を一層推進する観点から、民間団体との連携に向けた検討を進める。
- ・ 開発途上国からの要請に基づき、JICAを通じ、同国の経済・社会の発展、復興への寄与を目的として、現地各機関のニーズに応じた日本語教育に協力するJICA海外協力隊を引き続き派遣する。

イ 海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育

海外に在留邦人の子に対する日本語教育は、将来、日本へ帰国した際の就学や就職等に当たった備えとしても重要である。また、海外に移住した邦人の子孫等は、我が国と在留国との間の交流や在留国における親日層の拡大における活躍に加えて、多様な言語・文化背景を持つグローバル人材としての活躍が期待できることから、これらの者が日本をルーツに持つことを認識し、我が国に関する理解を深めることを促すため、これらの者に対する日本語教育支援に必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人を両親に持つ子に対する日本語教育環境について、JFを通じ、日本語学習の形態、日本語教育を行う機関の現状や課題等、その実態の把握に努め、現地の日本語教育を行う機関等と連携しつつ必要な支援を実施する。
- ・ 海外に在留邦人学齢児童生徒に対し、国内の義務教育教科書無償給与制度の趣旨に沿って教科書の無償給与を行うとともに、在外教育施設における教育環境機能の強化を図るため、教師の派遣、校舎借料・現地採用教師給与・安全対策費への援助、教材整備等の支援を行う。
- ・ 中南米地域の移住者等により構成された団体の実施する日本語教育を支援するため、これらの団体が実施する日本語教育の実態の把握に努め、JICAを通じて、日本語教育に協力するJICA海外協力隊を派遣するほか、研修を通じた現地日本語教師の育成や同団体に対する助成金の交付を行う。

2 国民の理解と関心の増進

外国人等が社会の一員として受け入れられ、社会に参加して共生していくためには、日本語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが必要である。日本語教育は住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であり、日本社会にとって大きな意義を有する。そのため、国民の理解と関心を増進するために必要な措置を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 外国人等が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けるためには日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会や地域日本語教育に関連する諸事業におけるシンポジウム等を開催し、国民に日本語教育の重要性の理解を深めてもらう機会を提供する。
- ・ 全国の都道府県、指定都市、中核市等の日本語教育担当部署の窓口や地域日本語教室の情報の一覧を文化庁ウェブサイトに掲載する。
- ・ 日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、横断的に検索できる「日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）」を公開・運用する。

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

法務大臣が日本語教育機関の告示基準に適合しているとして留学告示で指定した日本語教育機関は、近年様々な課題が指摘されていることから、令和元年8月に告示基準の一部が改定され、基準の厳格化が図られた。今後、同告示基準の適正な運用により、適切に日本語教育環境を確保していく必要がある。また、将来、日本語教育に従事しようとする者に対して質が高く安定した教育・研修を提供することが重要である。

そのため、日本語の学習希望者に対して充実した学習機会を提供する観点から国内外において、日本語教育を行う機関の日本語教育水準を維持又は向上させるための措置を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 日本語教育機関が、在籍する留学生の日本語能力に係る試験結果等を出入国在留管理庁に報告し、一定の基準を下回る場合には改善方策を報告することとされている制度の運用において、日本語教育機関から提出された資料等に基づく指導や積極的な実地調査等を適切に実施することにより、日本語教育機関の教育水準の維持向上を図る。
- ・ 出入国在留管理庁が定めた日本語教育機関の告示基準における教員の要件の一つである日本語教師養成研修について、文化庁への届出を義務化し、質の高い日本語教育人材の養成を図る。
- ・ JFを通じ、日本語教育の専門家等を海外に派遣するとともに、現地の教育行政機関と協力して教育カリキュラム及び教材の開発普及、日本語教師養成コースの設置等を進める。また、海外の日本語教育を行う機関の教育水準を維持向上させるために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連の催しの開催等に必要経費の一部を助成するほか、機関間のネットワークを強化し、教授法や教材等の情報共有及び相互協力を促す。

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

国内における多様な背景を持つ外国人等の受入れの進展や海外における日本の社会や文化への関心の高まり等を背景として、国内外での日本語学習ニーズの増大によって日本語教育がより一層必要とされているため、日本語教育に従事する者（以下「日本語教育人材」という。）の養成及び資質・能力を向上させるための研修の実施のために必要な措置を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 文化審議会国語分科会において取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」（報告）に示された教育内容等に基づき、生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、日本語学習支援者等に対する日本語教育人材の養成・研修を推進するため、具体的なカリキュラムの開発及び実施、並びにその普及を図る。
- ・ 日本語教師の質を担保するため、文化審議会国語分科会において取りまとめた「日本語教師の資格の在り方について」（報告）を踏まえ、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の制度設計を行い、必要な措置を講ずる。
- ・ 行政や地域の関係機関（地方出入国在留管理局、経済団体、大学、日本語学校、NPO等）との連携や日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる地域日本語教育コーディネーターを育成するための研修を実施する。【再掲】
- ・ 地域日本語教育の優良事例等の情報共有や国の政策動向等の周知を図るため、地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修を実施する。【再掲】

- ・ J F等を通じ、現地の日本語教師に対する研修会の支援、現地日本語教師の訪日研修等を実施するとともに、日本語教育の専門家等による日本語教育を行う機関に対する巡回指導等を行うことで、外国人等である日本語教師の能力及び素質の向上を支援する。
- ・ J I C Aを通じ、帰国したJ I C A海外協力隊が日本国内の各地域における日本語教育人材として活躍するための支援を行う。

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

我が国に在留する外国人等にとって、自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるようになることが必要であるが、出身、文化、年齢、在留資格、職業、滞在目的等の多様化が進み、日本語の学習を希望する外国人等が望む日本語教育は一様ではない。国内外を行き来する多様な日本語学習者及び日本語教師をはじめとする全ての日本語教育関係者が参照し、生活、就労、留学といった外国人の活動状況に対応した日本語教育の基準や目標を定めることが可能となるよう、学習、教授、評価に係る日本語教育の包括的な枠組みを示すとともに、これを踏まえ、日本語能力の判定基準の策定を行い、外国人等を受け入れる者による外国人等の日本語能力の把握を容易にし、その普及・定着を図るなどの必要な施策を講ずる。

また、海外においては、学習者自らが日本語の習得段階を把握できることは学習意欲を維持又は向上させる効果をもたらす、日本語教師が生徒の習得の進捗を確認する観点からも重要である。加えて、広く活用が進む外国語教育の参照枠を参考にして海外における日本語教育においても指導方法等を開発・普及させていくことは、日本語教育の一層の推進に効果的である。そのため、これらに資する措置を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 「ヨーロッパ言語共通参照枠（以下「CEFR」という。）」を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な評価を受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照可能な日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」を文化審議会国語分科会において検討・作成する。
- ・ 「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語で意思疎通を図り、自立した言語使用者として生活できるよう支援するため、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案（平成22年5月19日文化審議会国語分科会）について、文化審議会国語分科会において検証を行い、その改定を行う。
- ・ 日本語教育を受ける者の日本語能力や目的に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、J Fを通じ、CEFRを参考にした日本語教育の参照枠である「J F日本語教育スタンダード」の提供、指導方法や教材（インターネット上の教材を含む。）の開発及び普及等の取組を行う。

5 日本語能力の評価

外国人等の日本語能力を判定する方法として国内外で実施されている様々な日本語能力を判定する試験においては、個々の指標に基づき、レベルや判定基準等が設定されている。一方、日本語能力が求められる様々な分野における外国人等の活動が拡大し、学習・教育内容や方法の多様化が進む中、外国人等の利便性を高め、また、外国人等を受け入れる者による外国人等の日本語能力の把握を容易にするためにも、各試験が判定する日本語能力についての共通の指

標を整備し、利用できるようにすることが必要となっている。

そのため、国内外で参照できる「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」を策定するなどの必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 国内外で実施されている様々な試験と「日本語教育の参照枠」との連関を示すための方法等を示した「日本語能力の判定基準」を文化審議会国語分科会において検討・作成する。
- ・ 日本語を学習する外国人の日本語能力を適切に評価するため、JFを通じ、現地事情を踏まえ各国・地域において「日本語能力試験」(JLPT)を実施するとともに、在留資格「特定技能」による外国人の円滑な受入れを実現するため、外国人材の受入れニーズ等を踏まえ「国際交流基金日本語基礎テスト」(JFT-Basic)の実施を推進する。

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

(1) 日本語教育に関する調査研究等

我が国に在留する外国人等の増加や海外における日本の社会や文化への関心の高まり等を背景として日本語学習者が増加しており、日本語の学習を希望する外国人等の日本語能力や学習目的も多様となっていることから、日本語教育を一層推進するためには、日本語教育の実態を調査し、課題解決に必要な情報を把握するために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 国内における日本語教育に関する実態調査や、「日本語教育の参照枠」を検討・作成・活用する際に必要となる日本語教育の内容、ICTを活用した遠隔教育等の効果的な日本語教育の方法等の日本語教育推進の課題に対応した調査研究を実施する。
- ・ 各国の日本語教育の実態、日本語学習者の学習目的等を把握しその結果を海外で実施する日本語教育事業の検討、改善に役立てるほか、研究者等が日本語教育に関する調査・研究を行う際の基礎資料として、また、日本語教育を行う機関及び国際交流団体等が日本語教育に関する各種事業を実施する際の参考資料として、さらに、日本語教育を行う機関等の情報交換や相互交流・ネットワーク形成のための参考資料として活用できるよう、JFにおいて、およそ3年間に1度の頻度で海外における日本語教育を行う機関の調査を行う。

(2) 日本語教育に関する情報の提供等

国内外において日本語の学習を希望する外国人等が利用できる情報は、例えば、学習用コンテンツであれば制作した行政機関等のウェブサイト等を通じて公開されているが、学習希望者や日本語教師、職場等の受入れ側等が効果的に日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、日本語教育に関する情報を集中的に提供するために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 外国人等が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けるためには日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会や地域日本語教育に関連する諸事業におけるシンポジウム等を開催し、国民に日本語教育の重要性の理解を深めてもらう機会を提供する。【再掲】
- ・ 全国の都道府県、指定都市、中核市等の日本語教育担当部署の窓口や地域日本語教室の情報の一覧を文化庁ウェブサイトに掲載する。【再掲】

- ・ 日本語教育に関する教材，カリキュラム，報告書，施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し，横断的に検索できる「日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）」を公開・運用する。【再掲】
- ・ 職場で働く外国人等の学習の機会提供につなげるために，企業等に対し日本語教育等に関する情報の周知を検討する。
- ・ 外国人等が日本語教育に関して必要な情報を得られるよう，CEFRを参考にして開発した教材，eラーニングをはじめとするオンラインコンテンツ，日本語教師のための素材やアイデア等の授業に役立つ情報，各国における教育制度や日本語をはじめとする外国語教育の実施状況及び日本語教育を行う機関に関する調査結果，日本語試験の情報等，海外において日本語教育に携わる上で参考になる情報をJFのウェブサイトにおいて随時公表する。

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

(1) 日本語教育推進会議

文部科学省，外務省その他の関係行政機関の相互の調整を行い，日本語教育の推進に関する施策を総合的，一体的かつ効果的に推進するため，日本語教育推進法第26条に基づき「日本語教育推進会議」を設ける。

日本語教育推進会議においては，関係行政機関相互の調整を行い，その相互の調整に際して，日本語教育推進法第27条に基づき設けられた「日本語教育推進関係者会議」において，日本語教育の専門家，日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者等の関係当事者の意見を聴く。

(2) 地方公共団体における推進体制

地方公共団体は，関係機関・関係者（日本語教育を行う機関，企業，地域国際化協会，NPO等）との連携の強化，基本方針を参酌して地域の実情に応じて日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定，国の施策を勘案し，地域の状況に応じた日本語教育推進のために必要な施策の実施に努めるものとする。また，地方公共団体の基本的な方針その他の重要事項を調査審議させるため，条例で定めるところにより，合議制の機関を置くことができる。

2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育推進法附則第2条を踏まえ，日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校，同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校）を含む。）のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備についての検討を行った上で，日本語教育推進法第8条において，政府は，日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないとされていることを踏まえ，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3 基本方針の見直し

日本語教育推進法第10条第6項に基づき，日本語教育を取り巻く環境の変化や日本語教育に関する施策の実施状況等を勘案し，おおむね5年ごとに基本方針に検討を加え，必要があると

認めるときは基本方針を変更するものとする。

基本方針の見直しに当たっては、日本語教育推進法第10条第7項に基づき、基本方針の案について日本語教育推進会議において関係行政機関相互の調整を行い、その相互の調整に際して日本語教育推進関係者会議の意見を聴くものとする。

以上